

令和6年第3回美幌町議会定例会会議録

令和6年3月 5日 開会

令和6年3月21日 閉会

令和6年3月8日 第4号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 議案第 13 号～議案第 36 号

○出席議員

1 番 木 村 利 昭 君	副議長	2 番 馬 場 博 美 君
3 番 横 山 清 美 君		4 番 高 橋 秀 明 君
5 番 宮 崎 奈津江 君		6 番 上 杉 晃 央 君
7 番 稲 垣 淳 一 君		8 番 藤 原 公 一 君
9 番 伊 藤 伸 司 君		10 番 吉 住 博 幸 君
11 番 大 江 道 男 君		12 番 松 浦 和 浩 君
13 番 大 原 昇 君	議長	14 番 戸 澤 義 典 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長	平 野 浩 司 君	教 育 委 員 会 長	矢 萩 浩 君
監 査 委 員	西 村 与志博 君		

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長	高 崎 利 明 君	総 務 部 長	那 須 清 二 君
町 民 生 活 部 長	関 弘 法 君	福 祉 部 長	河 端 勲 君
経 済 部 長	後 藤 秀 人 君	建 設 部 長	遠 國 求 君
病 院 事 務 長	但 馬 憲 司 君	事 務 連 絡 室 長	横 山 聖 二 君
会 計 管 理 者	田 中 三智雄 君	総 務 課 長	斉 藤 浩 司 君
危 機 対 策 課 長	多 田 敏 明 君	政 策 課 長	沖 崎 寿 和 君
地 方 創 生 担 当 主 幹	竹 下 護 君	財 務 課 長	吉 田 善 一 君
デ ジ タ ル 推 進 主 幹		戸 籍 保 険 課 長	佐々木 齊 君
町 民 活 動 課 長	佐久間 大 樹 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	
税 務 課 長	松 尾 まゆみ 君	社 会 福 祉 課 長	水 上 修 一 君
児 童 支 援 主 幹	大 内 直 樹 君	保 健 福 祉 課 長	立 花 良 行 君
農 林 政 策 課 長	橋 本 勝 君	耕 地 林 務 主 幹	伊 藤 寿 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長			
農 業 振 興 主 幹	午 来 博 君	商 工 観 光 課 長	鶴 田 雅 規 君
建 設 課 長	森 口 尚 博 君	建 築 主 幹	宮 田 英 和 君
建 築 技 術 主 幹	廣 田 吉 輝 君	環 境 管 理 課 長	影 山 俊 幸 君
上 下 水 道 課 長	石 山 隆 信 君	病 院 総 務 課 長	以 頭 隆 志 君
地 域 医 療 連 携 課 長	高 山 吉 春 君	事 務 連 絡 室 次 長	藤 田 静 思 君

教 育 部 長	遠 藤 明 君	学 校 教 育 課 長	中 尾 亘 君
学 校 給 食 課 長	片 平 英 樹 君	社 会 教 育 課 長	浅 野 謙 司 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	弓 山 俊 君	博 物 館 課 長	鬼 丸 和 幸 君
監 査 委 員 事 務 局 長	小 室 保 男 君	監 査 委 員 事 務 局 次 長	小 室 秀 隆 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 室 保 男 君	次 長	小 室 秀 隆 君
議 事 係 長	高 田 秀 昭 君	庶 務 係 長	村 田 剛 君
議 事 係	金 子 未 准 君		

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（戸澤義典君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから令和6年第3回美幌町議会定例会第4日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸澤義典君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番伊藤伸司さん、10番吉住博幸さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（小室保男君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配付しております議事日程のとおりであります。朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、副町長、所用のため本日午前の会議を欠席の旨、届出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第13号から 議案第36号まで

○議長（戸澤義典君） 日程第2 議案第13号美幌町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてから議案第36号令和6年度美幌町病院事業会計予算についてまで、以上の24

件を議題とします。

順次、提案者から説明を求めます。

なお、説明者には着席での発言を許します。また、説明に当たっては、簡潔に要点を得た説明をお願いします。

総務部長。

○総務部長（那須清二君） それでは、令和6年度関連議案につきまして、順次、御説明を申し上げます。

なお、議長より御配慮を賜りましたので、恐れ入りますが、新年度関連議案につきましては、着座にて御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案書162ページになります。

議案第13号美幌町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料3ページをお開き願います。

資料2、議案第13号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正目的でございますが、令和5年度の人事院勧告を受け、国家公務員との均衡を図るため、会計年度任用職員の給料表及び期末手当の支給割合を改定するとともに、地方自治法の一部改正により、令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することができるようになったことを受け、所要の改正を行うものです。

改正内容でございますが、美幌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の改正におきまして、1点目として、期末手当を国の改定に準じて正規職員と同様に年間0.05月分を引き上げ、現行の年間2.4月分から年間2.45月分とします。

2点目として、勤勉手当の新たな支給です。

地方自治法の改正に伴い、任期の定めが

6 月以上、定められた勤務時間が 1 週間当たり 15 時間 30 分以上の会計年度任用職員に対して、勤勉手当を新たに支給します。支給額は正規職員と同様に年間 2.05 月分とし、支給月数は 6 月と 12 月に 1.025 月分ずつ均等に配分いたします。

3 点目といたしまして、給料表の改正で、国の改定に準じて給料表全体を引き上げる改定をいたします。

次に、美幌町職員の育児休業等に関する条例の改正ですが、勤勉手当の新たな支給に伴い、勤勉手当の支給を受ける職員に関する条文のうち、会計年度任用職員を除く文言の削除を行います。

なお、参考資料 4 ページ以降に条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

施行日は、令和 6 年 4 月 1 日であります。

以上、議案第 13 号につきまして御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案書 164 ページになります。

議案第 14 号美幌町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料 7 ページをお開き願います。

資料 3、議案第 14 号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正目的でございますが、全国的な物価上昇に伴い、宿泊料金等が上昇していることから、旅費等の単価を見直し、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、今回の改正に当たりましては、国、道、管内市町村の旅費支給状況及び各都市のホテル料金等の調

査を行い、それらの結果を参考に改正を行うものでございます。

1 点目は、車賃の改正で、現行の 1 キロ当たり 25 円を国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、37 円に改正いたします。

2 点目は、定額車賃の改正で、車賃の改正に伴い、東京都、政令都市については現行 1,500 円を 2,200 円に、その他の市については 1,000 円を 1,500 円に改正を行います。

3 点目は、宿泊料の改正で、各都市の調査結果を参考に実勢価格に近づけることとし、表に記載のとおり、それぞれ改正を行います。

また、公務上、やむを得ず、祝・休前日に宿泊した場合は、平日料金より高くなることから、新たに祝休前日の料金加算の項目を設けます。

なお、参考資料 8 ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

施行日は、令和 6 年 4 月 1 日であります。

以上、議案第 14 号につきまして御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議案の 166 ページになります。

議案第 15 号美幌町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の 9 ページをお開き願います。

資料 4、議案第 15 号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的でございますが、子育て世代

の経済的負担の軽減と子育て環境を充実させるため、助成内容を見直すものでございます。

改正内容でございますが、子ども医療費の助成対象年齢につきまして、ゼロ歳から15歳到達後最初の3月31日までとしておりましたが、ゼロ歳から18歳到達後最初の3月31日までの子供を対象にしようとするものでございます。

なお、本年2月1日より、自己負担をなくし全額助成としておりますが、今回新たに追加する対象者につきましても全額助成といたします。

なお、参考資料10ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

施行日は、令和6年8月1日でございます。

以上、議案第15号について御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案の167ページになります。

議案第16号美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料11ページをお開き願います。

資料5、議案第16号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的でございますが、定員が6名以上19名以下の小規模保育園及び事業所内に設置する保育所につきまして、子供の安全確保、保育の質の向上のため、保育士配置基準が見直されたことから、美幌町条例につきましても同様の改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、一つ目とし

て、満3歳以上満4歳に満たない児童につきましては、児童おおむね20人につき保育士等1人から児童おおむね15人につき保育士等1人、満4歳以上の児童につきましては、児童おおむね30人につき保育士等1人から児童おおむね25人につき保育士等1人へ、それぞれ改正しようとするものでございます。

なお、現在、本町にはこの条例に該当する施設はございません。

参考資料12ページ、13ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照いただければと思います。

根拠法令等につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準。

施行日は、令和6年4月1日でございます。

以上、議案第16号について御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案の168ページになります。

議案第17号美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の14ページをお開き願います。

資料6、議案第17号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的でございますが、美幌町条例の根拠基準となっている国基準が見直されたため、美幌町条例につきましても同様の改正を行おうとするものでございます。

改正内容についてであります。特定教育・保育施設等の選択に資する重要事項について、従来の書面掲示に加え、インターネットでの閲覧も可能とする旨の規定を追

加することと、国基準に伴う字句の整理を行おうとするものでございます。

なお、参考資料 15 ページから 18 ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照いただければと思います。

根拠法令等は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準。

施行日は、公布の日。

ただし、第 23 条に規定されておりますウェブサイト等への掲示に関しましては、令和 6 年 4 月 1 日といたします。

以上、議案第 17 号につきまして御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案の 170 ページになります。

議案第 18 号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の 19 ページをお開き願います。

資料 7、議案第 18 号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的でございますが、3 年ごとに行う介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険料を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、1 点目は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 か年に見込まれる介護保険給付費に基づき、必要となる保険料額を算出し、第 5 段階の標準的な保険料につきましては、改定前と同様の年額 6 万 2,400 円、月額にいたしますと、5,200 円に据え置きます。

また、従来 9 段階に区分されていましたが所得段階につきまして、低所得階層の保険料上昇を抑制するために 13 段階に改正するものでございます。

介護保険法施行令に定める所得段階区分ごとの介護保険料につきましては、記載のとおりでございます。

2 点目は、所得の少ない第 1 号被保険者の保険料につきまして、第 1 段階から第 3 段階までの保険料を記載のとおり減額賦課するものでございます。

なお、参考資料 20、21 ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照をお願いいたします。

根拠法令等は、介護保険法及び介護保険法施行令。

施行日は、令和 6 年 4 月 1 日でございます。

以上、議案第 18 号について御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案の 172 ページをお開き願います。

議案第 19 号美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の 22 ページをお開き願います。

資料 8、議案第 19 号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります、国の基準が改正されたことによりまして、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、国が定めた基準を上回る内容、また、異なる内容を定める特別な事情がないことから、国の基準と同様の改正をするものでございます。

1 点目でございますが、管理者の兼務ということで、介護サービス事業所の効率化の運営を行うため、管理者が兼務できる事業所の範囲を同一敷地外でも可能とするもの

でございます。

2点目は、書面掲示規制の見直しということで、事業所の運営規程や介護サービス提供上の重要事項につきまして、書面掲示に加え、インターネット上で情報閲覧ができるよう、運営規程等の掲示について義務化するものでございます。

ただし、施行まで1年間の経過措置を設けることといたします。

3点目は、身体的拘束等の適正化の推進で、緊急やむを得ない場合を除き行っていない身体的拘束に関する適正化を検討する委員会の設置、指針の整備、研修の実施、身体的拘束等を行う場合の記録を義務化するものでございます。

これも施行まで1年間の経過措置を設けることといたします。

4点目は、介護現場の生産性の向上で、施設利用者の安全、サービスの質の確保等について、その方策を検討するための委員会設置を義務化するものでございます。

これにつきましても施行まで3年間の経過措置を設けることといたします。

5点目でございます。

協力医療機関との連携体制の構築で、施設内での医療の範囲を超えた場合、協力医療機関と連携し、適切な対応が行えるよう、地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するというものでございます。

6点目は、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携で、都道府県知事が指定いたします第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等対応の取決めを努力義務化するものでございます。

7点目でございます。

生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化で、ICTの活用や職員の適切な取組によって、介護サービスの質の確保や職員の負担軽減が図られていると認められた施設に関して、人員配置基準を柔軟化するものでございます。

8点目です。

緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務づけということで、地域密着型介護老人福祉施設における緊急時対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めるとともに、1年に1回以上、内容の見直しを行うことを義務化するものでございます。

9点目です。

ユニットケアの質の向上のための体制確保ということで、施設管理者のユニットケア施設管理者研修受講を努力義務化するものでございます。

最後、10点目でございますが、サービス内容の明確化で、看護小規模多機能型居宅介護の提供におきまして「通い」「泊まり」の際に看護サービスが含まれる旨を明確にするものでございます。

新旧対照表につきまして、24から52ページに添付してございますので、御参照いただければと思います。

根拠法令等は、介護保険法。

施行日は、令和6年4月1日でございます。

以上、議案第19号について御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案の184ページになります。

議案第20号美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の53ページ

をお開き願います。

資料 9、議案第 20 号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的及び改正内容でございますが、先ほどの議案第 19 号と同様でございますけれども、この条例改正につきましては、要支援 1・2 の方が利用する介護予防サービス事業についての改正であり、内容につきましては、記載のとおり、先ほどと同様の改正内容となっております。

なお、参考資料 54 から 62 ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照をお願いいたします。

根拠法令等は、介護保険法。

施行日は、令和 6 年 4 月 1 日でございます。

以上、議案第 20 号について御説明いたしました。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案の 190 ページになります。

議案第 21 号美幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の 63 ページをお開き願います。

資料 10、議案第 21 号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的につきましては、議案第 19 号及び第 20 号と同様でございます。

改正内容につきましては、先ほどの第 19 号とほぼ同様の改正内容となりますが、こちらは、指定介護予防支援等の事業に関わることを定めた条例となっております。

ます。

まず、1 点目でございますが、介護予防支援の円滑な実施で、居宅介護支援事業者が指定介護予防支援を行う場合の人員基準を定めるとともに、市町村から当該者に関する情報提供の求めがあった場合に、介護予防支援の実施状況等について情報提供をするものでございます。

2 点目の書面掲示規制の見直し、3 点目、身体的拘束等の適正化の推進につきましては、先ほどの議案第 19 号美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で御説明した内容と同様でございます。

4 点目、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングで、ケアマネジメントの質の向上のため、要件を設けた上で居宅訪問を半年に 1 回とし、訪問しない月は、テレビ電話装置等によるモニタリングを可能とするものでございます。

なお、参考資料 64 から 69 ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照をお願いいたします。

根拠法令等は、介護保険法。

施行日は、令和 6 年 4 月 1 日でございます。

以上、議案第 21 号について御説明いたしました。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案の 194 ページになります。

議案第 22 号美幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の 70 ページをお開き願います。

資料 1 1、議案第 2 2 号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的につきましては、先ほど来、介護保険法の改正に伴うものと同様でございます。

改正内容につきまして、こちらも先ほど議案第 1 9 号等で御説明した改正とほぼ同様の改正内容となりますが、対象としては、指定居宅介護支援等の事業に係るものをうたったものでございます。

まず、1 点目でございます。

ケアマネジャー 1 人当たりの取扱い件数の見直しということで、指定居宅介護支援事業所における常勤のケアマネジャーの人員基準を見直すものでございます。

2 点目の管理者の兼務につきましては、先ほど議案第 1 9 号美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で御説明した内容と同様でございます。

3 点目は、公正中立性の確保のための取組の見直しで、前 6 か月の間に指定居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画に占める訪問介護、通所介護、福祉用具貸与等の割合についての説明が努力義務化されたものでございます。

4 点目の指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングは、先ほどの議案第 2 1 号で御説明した内容と重複いたしますので、省略させていただきます。

5 点目の身体的拘束等の適正化の推進、6 点目の書面掲示規制の見直しにつきましては、先ほどの議案第 1 9 号美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で御説明した内容と同様でございます。

なお、参考資料 7 1 から 7 6 ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照をお願いいたします。

根拠法令等は、介護保険法。

施行日は、令和 6 年 4 月 1 日でございます。

す。

以上、議案第 2 2 号について御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 総務部長。

○総務部長（那須清二君） 議案書 1 9 7 ページになります。

議案第 2 3 号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料 7 7 ページをお開き願います。

資料 1 2、議案第 2 3 号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正目的でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、引用する条項の整備を行う必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、地方公共団体の公金事務の私人への委託に関する制度の見直しにより、条の追加及び繰下げ等の所要の整備が行われたことにより、美幌町病院事業の設置等に関する条例、美幌町水道事業の設置等に関する条例、美幌町公共下水道事業の設置等に関する条例、美幌町個別排水処理事業の設置等に関する条例のそれぞれの関係条項の改正を行うものでございます。

なお、参考資料 7 8 ページ以降に条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

根拠法令等は、地方自治法。

施行日は、令和 6 年 4 月 1 日でございます。

以上、議案第 2 3 号につきまして御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 議案書の
198ページになります。

議案第24号美幌町犯罪被害者等支援条例の制定について御説明を申し上げます。

美幌町犯罪被害者等支援条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の80ページをお開き願います。

資料13、議案第24号関係。

美幌町犯罪被害者等支援条例の制定について。

制定目的でございますが、今回の条例制定は、町民誰もが犯罪等の被害になる可能性がある中、突発的な犯罪等の被害に対応する上にも、より具体的な支援策を明確化することが必要であり、そのことにより犯罪被害者等に対する理解を深め、共に支え合い、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に、条例を制定しようとするものでございます。

制定内容でございますが、まず、第1条、目的では、当条例が規定する内容と目的について規定してございます。

第2条、定義では、当条例の用語の意義について規定してございます。

第3条、基本理念では、犯罪被害者等基本法を踏まえ、犯罪被害者等の支援を推進するに当たって基本となることを規定してございます。

第4条から第6条では、責務として、第4条で町の責務を、第5条では町民等の責務、第6条では事業者の責務について、それぞれの役割を規定してございます。

第7条から第15条では、犯罪被害者等基本法に定める基本的施策を網羅する形で町の施策を規定しておりまして、第7条、相談及び情報の提供等では、犯罪被害者等の相談、必要な情報の提供などに関わる総合窓口を設置することを規定し、この相談

窓口につきましては、町民活動課になります。

第8条、見舞金の支給では、見舞金の額について定めており、いずれも町内に住所を有する遺族または傷病者について、一時的な経済負担の軽減を図るため、遺族には遺族見舞金として30万円、傷病者には傷病見舞金として10万円の見舞金を支給することとし、その支給に当たっては、規則に委任する規定を定めてございます。

第9条、日常生活の支援では、町が必要な支援を行うことを規定してございます。

第10条、安全の確保では、犯罪被害者等の安全を確保するための必要な措置について規定してございます。

第11条、居住の安定では、町営住宅の入居配慮など、住宅確保等に関する町の支援を規定してございます。

81ページになります。

第12条、雇用の安定では、雇用の安定を図るための事業主の理解を深めるなどの必要な支援について規定してございます。

第13条、理解の増進では、町の犯罪被害者等支援に関し、町民等及び事業者の理解を深めるための啓発活動等を行うことについて規定してございます。

第14条、人材の育成では、支援を行う人材の育成を図るための必要な措置について規定してございます。

第15条、意見等の反映では、当条例の犯罪被害者等の意見を施策に反映することを規定してございます。

次に、第16条、支援の制限につきましては、当条例の犯罪被害者等の支援を行わない場合について規定してございます。

最後、第17条、委任は、当条例の施行に関して必要な事項を規則で定めることとしてございます。

根拠法令は、犯罪被害者等基本法。

施行日は、令和6年4月1日でございます。

以上、議案第24号について御説明申し

上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） 議案書の203ページになります。

議案第25号美幌町網走川中央地区畑地かんがい用水施設条例の制定について御説明申し上げます。

美幌町網走川中央地区畑地かんがい用水施設条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の82ページをお開き願います。

資料14、議案第25号関係でございます。

制定目的でございますが、国営網走川中央土地改良事業及び道営土地改良事業で整備しております畑地かんがい用水施設について、事業の一部完了に伴い、今後、美幌町が同地区の土地改良施設である美幌揚水機場及び幹線用水路等の施設管理について適正に運営するため、施設条例を制定するものでございます。

当該事業につきましては、中央美和地区、中央野崎地区、中央豊幌地区の3地区から成り、平成29年度に事業を着工し、現在も完成に向けて進んでいるところでありますが、中央美和地区の一部において、令和6年度から通水が可能となったことから、施設の管理及び分担金の額等について定めるものでございます。

なお、その他の通水時期につきましては、中央美和地区の残りは令和8年度、中央野崎地区は令和10年度以降、中央豊幌地区は令和12年度以降を予定しております。

それでは、制定内容でございますが、第1条は本条例の目的を、第2条は施設の名称及び用水区域を規定しており、名称は網走川中央地区畑地かんがい用水施設、用水区域は畑かん施設の整備完了区域としております。

第3条は施設を使用する者の資格につい

て、第4条は施設を使用する者の申請及び許可について規定しております。

第5条は第4条の許可の内容に変更が生じた場合の申請及び許可について、第6条は施設の使用を中止する場合の届出及び承認を規定しております。

第7条は施設の給水制限または停止する場合の周知内容を規定しており、干ばつや地震などの天災及び維持管理や修繕などの工事により、給水制限や停止を行う場合は、その日時や区域を定めて使用者に周知することを規定、また、これらの給水の制限により損害が生じた場合について、町はその責めを負わない旨を規定しております。

第8条及び第9条は施設の改修及び破損等が生じた場合の使用者の責務と原因者負担を規定しており、第8条で承認された改修等や破損させた場合の修繕等に要する費用負担は、原則、使用者において負担することを規定しております。

第10条及び第11条は施設の維持管理に係る分担金の徴収と納入について規定しております。

町は、当該畑かん施設の維持管理に要する経費として、使用許可を受けた者から、地方自治法第224条の規定に基づき、分担金を徴収するとともに、許可された使用者は分担金を納めることを義務づけております。

分担金の額は、別表に定めるとおり、受益面積によって使用水量が違ってくることから面積割とし、第2条の用水区域内に所有または耕作する畑かん施設が設置されている土地に係る農地台帳の面積の合計に10アール当たり年額900円を乗じた額としております。

10アール当たり年額900円の積算根拠についてですが、畑かん施設の維持管理費は計画当初から町と受益者で負担区分を設けており、維持管理費に要する人件費や事務費等は町が負担し、ポンプを動かすた

めの電気料や保守業務等の費用は受益者が負担することとしており、全体経費から町負担分を除いた残りの金額を受益面積で除して算出しております。

第12条は分担金の減免等を規定、第13条は規則への委任を規定しております。

根拠法令等は、地方自治法及び土地改良法並びに工事中の国営土地改良施設の管理使用に係る取扱指針。

施行日は、令和6年4月1日でございます。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 議案の206ページをお開き願います。

議案第26号生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の83ページをお開き願います。

資料15、議案第26号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります、水道整備・管理行政等の機能強化を目的とした生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の施行により、水道法による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容であります、第1条、美幌町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例、及び、第2条、美幌町水道給

水条例において、これまでは厚生労働大臣の権限であったものについて、水道整備、管理に関することを国土交通大臣に、水質または衛生に関することを環境大臣にそれぞれ移管されることから、所要の内容に改正するものでございます。

根拠法令は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律でございます。

施行日については、令和6年4月1日でございます。

なお、参考資料については、84、85ページに記載してございますので、御参照願います。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 議案書207ページになります。

議案第27号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものとする。

記以下につきましては、参考資料の86ページにて御説明させていただきますので、お開き願います。

資料16、議案第27号関係。

指定管理者の指定でございます。

初めに、選定までの経過を御説明させていただきます。

美幌町あさひ体育センター及び美幌町テニスコートにつきましては、本年3月31日をもって、3年間の指定期間が満了となります。このため、次期の指定管理に係る公募を昨年12月に行ったところ、現在の指定管理者であります特定非営利活動法人美幌町スポーツ協会の1団体より応募があったところであります。

選定に当たりましては、指定管理者選定委員会を設置し、申請内容を審査いただき

ました。美幌町スポーツ協会は、これまで指定管理者として6期18年間の実績があり、施設の管理運営計画、職員体制、収支計画などについて、選定基準と照らし合わせた結果、施設管理を行う団体として適当であると認められたところでございます。

以上が選定までの経過となります。

では、資料につきまして御説明させていただきます。

施設の名称、美幌町あさひ体育センター及び美幌町テニスコート。

施設の所在、美幌町字稲美137番地7。

指定管理者は、美幌町字西1条南5丁目、特定非営利活動法人美幌町スポーツ協会会長伊藤善啓であります。

施設の概要につきましては、記載のとおりでございます。

選定の理由は、両施設は、町民の体育振興と健康増進を図るために設置された施設であり、施設の効果を最大限生かした維持管理及び地域住民の声が反映される管理を行うことができる美幌町スポーツ協会を選定したところでございます。

指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

業務の範囲は、記載のとおりであります。

利用料金につきましては、美幌町あさひ体育センターは、次の87ページ、別表に掲げているとおりであり、美幌町テニスコートはコート1面につき1時間350円であります。

根拠条例は、美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び美幌町スポーツ施設条例でございます。

以上、御説明を申し上げました。よろしく願いいたします。

続いて、議案書208ページになります。

議案第28号指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものとする。

記以下につきましては、参考資料の88ページにて御説明させていただきますので、お開き願います。

資料17、議案第28号関係。

指定管理者の指定でございます。

選定の経過につきましては、先ほどの議案第27号と同様でありますので、割愛させていただきます。

施設の名称、美幌町B&G海洋センター。

施設の所在、美幌町字大通南5丁目8番地。

指定管理者は、美幌町字西1条南5丁目、特定非営利活動法人美幌町スポーツ協会会長伊藤善啓であります。

施設の概要につきましては、記載のとおりでございます。

選定の理由は、B&G海洋センターは、町民の健全な心身の発達と水泳の振興を図ることを目的として、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団から譲渡を受けた施設であり、施設の効果を最大限生かした維持管理及び地域住民の声が反映される管理を行うことができる美幌町スポーツ協会を選定したところでございます。

指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

業務の範囲は、記載のとおりであります。

利用料金につきましては、次の89ページ、別表に掲げるとおりであります。

根拠条例は、美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び美幌町スポーツ施設条例でございます。

以上、御説明を申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 総務部長。

○総務部長（那須清二君） 議案書２０９ページになります。

議案第２９号令和６年度美幌町一般会計予算について御説明を申し上げます。

別冊の令和６年度各会計予算書を御参照願います。

９ページになります。

令和６年度美幌町一般会計予算。

令和６年度美幌町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１２８億６，４３７万６，０００円と定める。

第２項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

債務負担行為。

第２条、地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第２表、債務負担行為により御説明いたします。

地方債。

第３条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第３表、地方債により御説明いたします。

一時借入金。

第４条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、２５億円と定める。

それでは、債務負担行為から御説明いたしますので、１５ページをお開き願います。

第２表、債務負担行為でございます。

債務負担行為は、複数年度に及んで債務を負担する契約を締結するなど、将来にわたって財政負担を設定するもので、令和６年度以降における支払いの期間と限度額を定めるものであります。

１段目の標準化システム整備委託料につきましては、地方公共団体情報システム標

準化に伴う対応のため、基幹業務等システムの統一、標準化に係る委託料で、期間は令和６年度から令和７年度まで、限度額は１億４，３３９万２，０００円であります。

２段目の電子計算機借上料（サーバー類）、３段目の電子計算機借上料（端末類）、一つ飛んで５段目の電子計算機借上料（財務会計）の以上３件につきましては、電算システムのサーバー類、端末類、財務会計システムについて、リース期間経過に伴い、メーカーサポートが終了し、更新の時期を迎えることから、新たにリースを開始するための借上料で、期間は、サーバー類及び財務会計システムが令和６年度から令和１１年度まで、端末類が令和６年度から令和１３年度まで、限度額はそれぞれ記載の金額であります。

４段目の電子計算機借上料（文書管理）につきましては、行政内部の文書管理体制の見直しを行い、事務の簡素化及びペーパーレス化を図るため、文書管理システムを導入するための借上料で、期間は令和６年度から令和１１年度まで、限度額は２，２７７万８，０００円であります。

６段目の第Ⅳ期埋立処分場造成・浸出水処理施設建設工事監理委託料、その下の第Ⅳ期埋立処分場造成工事、その下、第Ⅳ期埋立処分場浸出水処理施設建設工事の３件につきましては、令和８年１０月の供用開始に向け、整備を進める次期廃棄物処理施設の埋立処分場造成工事、浸出水処理施設建設工事及び各工事に係る工事監理委託料で、期間は令和６年度から令和８年度まで、限度額はそれぞれ記載のとおりであります。

下から２段目の道営土地改良事業田中３６号地区負担金につきましては、供用開始から４０年以上経過している田中地区の町道第３６号道路におきまして道営土地改良事業による整備を実施するための負担金で、期間は令和６年度から完了年度まで、限度額は土地改良法に基づく負担金額とな

ります。

一番下の道営土地改良事業中央野崎地区負担金につきましては、野崎の一部において道営土地改良事業を実施するもので、受益戸数が36戸、受益面積が405.2ヘクタール、事業内容につきましては、畑かん施設工事、区画整理を予定しているものであります。期間は令和6年度から完了年度まで、限度額は土地改良法に基づく負担金額となります。

次に、16ページをお開き願います。

1段目のみどりの村再整備調査・設計業務委託料につきましては、みどりの村キャンプ場及びグリーンビレッジ美幌において、施設の老朽化に伴う再整備を行うための調査・設計業務委託料で、期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額は7,502万円であります。

2段目の乗用草刈機購入費につきましては、平成23年度に購入いたしました乗用草刈機の更新のため、備荒資金組合から購入するもので、期間は令和6年度から令和10年度まで、限度額は592万7,000円であります。

最後に、3段目の公営住宅等借上料につきましては、平成16年度から借り上げしている公営住宅3棟の借り上げ期間が令和6年度中に満了を迎えることから、再度、公営住宅として借り上げるための借上料で、期間は令和6年度から令和16年度まで、限度額は2億3,526万円であります。

次に、地方債について御説明いたしますので、17ページをお開き願います。

第3表、地方債でございます。

1段目の医療従事者就業支援等補助事業は、医療従事者の確保を目的とした事業で、一定の要件を満たす方に就業支援及び住宅準備に係る補助金を交付するもので、その財源を地方債に求めます。限度額は760万円、起債の種類は過疎対策事業債（ソフト）で、充当率は100%、元利償

還金の70%が普通交付税により財政措置されます。

2段目の水道施設等耐震化事業は、水道施設等の耐震補強を行うため、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、水道事業会計において、浄水池耐震補強実施設計委託及び高区配水池耐震補強工事を行うもので、補助残の4分の1を一般会計からの出資金で措置するため、その財源を地方債に求めます。限度額は1,470万円、起債の種類は一般会計出資債、充当率は100%、元利償還金の50%が普通交付税により財政措置されます。

3段目の第IV期埋立処分場造成事業は、先ほど債務負担行為で御説明いたしました防衛省の補助を受け、令和8年10月供用開始に向けて整備する次期廃棄物処理施設の埋立処分場造成工事、浸出水処理施設建設工事及び各工事に係る工事監理委託について、補助残の財源を地方債に求めます。限度額は2億7,950万円、起債の種類は過疎債（ハード）で、充当率は100%、元利償還金の70%が普通交付税により財政措置されます。

次に、農業生産基盤整備事業は、豊高第2・田中第2・中央美和・中央野崎・田中36号地区における道営土地改良事業の地元負担分の財源を地方債に求めます。限度額は3,160万円、起債の種類は過疎債（ソフト）及び辺地対策事業債で、辺地債の充当率は100%、元利償還金の80%が普通交付税により財政措置されます。

次に、団体営土地改良事業は、基幹水利施設管理経費における地元負担分の財源を地方債に求めます。限度額は570万円、起債の種類は過疎債（ハード）の申請を予定しております。

次のみらい農業センター照明LED化事業は、施設の老朽化への対応及び電気料削減等による維持管理費の負担軽減を図るため、みらい農業センターの事務室、大研修室等をLED化するもので、その財源を地

方債に求めます。限度額は140万円、起債の種類は脱炭素化推進事業債で、充当率は90%、元利償還金の50%が普通交付税により財政措置されます。

次に、みどりの村再整備事業は、先ほど債務負担行為で説明いたしました、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し実施するみどりの村キャンプ場及びグリーンビレッジ美幌の再整備について、補助残の財源を地方債に求めます。限度額は2,350万円、起債の種類は一般補助施設整備等事業債で、充当率は100%、元利償還金の30%が普通交付税により財政措置されます。

次に、木質ペレットストーブ購入促進事業は、木質ペレットストーブを購入される方に対し、40万円を上限に購入費用の3分の2を補助するもので、その財源を地方債に求めます。限度額は200万円、起債の種類は過疎債（ソフト）の申請を予定しております。

次に、特定間伐等促進対策事業は、豊かな森づくり推進事業として実施されるもので、公共造林事業における植栽に要する経費のうち、町が事業費の26%を補助した場合、26%のうち16%について道から市町村に対し助成があり、補助残が起債対象となるものであります。限度額は1,420万円、起債の種類は一般補助施設整備等事業債で、充当率は100%、元利償還金の30%が特別交付税により財政措置されます。

このページが一番下になります。

町内消費喚起プレミアム商品券発行事業は、ポイントカードシステムを活用して消費喚起のためにプレミアム商品券を発行し、町内経済の活性化と子育て世帯の生活支援を目的とした事業を実施するものであります。その財源を地方債に求めます。限度額は840万円、起債の種類は過疎債（ソフト）の申請を予定しております。

次に、18ページになります。

1段目の商店街街路灯LED化事業は、

商店街街路灯において電気料削減等による維持管理費の軽減を図るため、旭通東8基と大通南1丁目から3丁目までの6基の街路灯をLED化するもので、その財源を地方債に求めます。限度額は1,540万円、起債の種類は脱炭素化推進事業債の申請を予定しております。

次に、町道整備事業は、国庫補助事業として実施する第60号橋補修工事、五月橋補修実施設計委託の補助残と、町単独事業として実施する町道5路線の道路・歩道整備につきまして、その財源を地方債に求めます。限度額は2億640万円、起債の種類は過疎債（ハード）の申請を予定しております。

次の緊急浚渫推進事業は、大雨等による河川の氾濫被害を未然に防ぐため、みどり川、福寿草の沢川、駒生川、豊幌地区沈砂池5か所のしゅんせつ工事を行うもので、その財源を地方債に求めます。限度額は6,280万円、起債の種類は緊急浚渫推進事業債、充当率は100%、元利償還金の70%が普通交付税により財政措置されます。

次の住宅リフォーム促進補助事業は、住環境の整備と地域経済の活性化を目的として、住宅リフォーム工事を対象に工事費の20%を補助するもので、その財源を地方債に求めます。限度額は3,240万円、起債の種類は過疎債（ソフト）の申請を予定しております。

次の公営住宅整備事業は、旭団地7号棟の建設に係る実施設計委託を社会資本整備総合交付金を活用し実施するものでありますが、補助残の財源を地方債に求めます。限度額は1,720万円、起債の種類は公営住宅建設事業債であります。

次の東陽小学校体育館照明LED化事業、限度額630万円、その下、旭小学校体育館照明LED化事業、限度額470万円、その下、美幌中学校体育館照明LED化事業、限度額510万円、その下、リリ

一山スキー場照明ＬＥＤ化事業、限度額 3,070 万円、その下、びほーる反響板照明ＬＥＤ化事業、限度額 1,660 万円、そして、次のページの１段目、博物館照明ＬＥＤ化事業、限度額 370 万円につきましては、施設の老朽化への対応及び電気料削減等による維持管理費の負担軽減を図るため、各小中学校の校舎及び体育館を年次的にＬＥＤ化するほか、記載の公共施設についてもＬＥＤ化を実施するもので、その財源を地方債に求めます。起債の種類は脱炭素化推進事業債の申請を予定しております。

最後に、２段目の臨時財政対策債、限度額は 1,793 万 4,000 円であります。

臨時財政対策債は、地方交付税の不足分の一部を地方債へ振り替える制度で、充当率は 100%、元利償還金の全額が後年度に普通交付税により財政措置されます。

以上のとおり、令和 6 年度に借り入れる地方債の総額は、8 億 783 万 4,000 円といたします。

○議長（戸澤義典君） 暫時休憩します。

再開は、11 時 15 分とします。

午前 11 時 7 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般会計予算の説明を行います。

総務部長。

○総務部長（那須清二君） 続きまして、歳出について御説明いたしますので、予算書の 84、85 ページをお開き願います。

3、歳出になります。

1 款 議会費、予算額は 8,233 万 7,000 円であります。

1 項、1 目 議会費、1、議会運営事務につきましては、議会議員の活動に係る経費、議会事務局の運営に要する経費を計上しております。

86、87 ページになります。

2 款 総務費、予算額は 11 億 9,304 万 2,000 円、前年度から 1 億 1,195 万 4,000 円の増額となります。

1 項 総務管理費、1 目 一般管理費、中段の 2、人事管理事務、業務等委託料、人事給与システムプログラム改修委託料 154 万円は、会計年度任用職員勤勉手当支給に伴う給与システムの改修経費になります。

88、89 ページになります。

このページにつきましては、前年度から大きな変更はございません。

90、91 ページになります。

このページも、前年度とほぼ同様の予算計上となります。

下段の 4 目 財産管理費は、次のページを御覧ください。

中段の 2、町有財産管理事業、業務等委託料の上から二つ目、旧美英福祉寮アスベスト含有事前調査業務委託料 78 万 6,000 円と工事請負費、旧美英福祉寮解体除却工事 706 万 2,000 円は、旧美英福祉寮を解体除却するための予算計上となります。

その下、車両 438 万 7,000 円は、公用車 2 台の更新費用となります。

下段の 5 目 企画費、1、政策推進事業につきましては、移住促進、空き家対策、ふるさと寄附金に要する経費など、総額で 5 億 4,265 万 7,000 円を予算計上しております。

94、95 ページになります。

上段の各種行事等報償 96 万 6,000 円のうち 85 万円は、昨年 12 月に締結した司厨士協会北海道地方本部との協定に伴う町民向けプログラムとして、新たな具材や商品のコンセプトづくりなど、新商品や既存商品のブラッシュアップ等の支援をいただく食品アップリフトアドバイザー事業実施のための経費となります。

ふるさと寄附金につきましては、令和 6 年度の寄附総額を 5 億円と見込み、募集受付業務や特設サイトの管理経費、積立金な

どを予算計上しております。

96、97ページになります。

5、国際交流事業401万6,000円は、ニュージーランド・ケンブリッジへの高校留学生の充実を図るため、現在の美幌高校生2名に加え、町外の高校に通う生徒2名を追加するもので、授業料及び渡航費用として299万9,000円を計上しております。

また、ニュージーランド・ケンブリッジからの訪問団受入れをするための経費として101万7,000円を計上しております。昨年11月に本町から公式訪問団を派遣したところですが、より一層の友好関係を築くために、ケンブリッジからの訪問団を受入れいたしたく、関係者と協議、準備を進めてまいります。

6目辺地対策費、1、生活バス路線等維持事業、広告料66万円と業務等委託料の4行目、公共交通運転手業務委託料885万1,000円は、近年のバス運転手やタクシー運転手などの深刻な人手不足への支援として、昨年は、運転手採用に要する経費や育成支援金、住宅に対する支援金を措置してきましたが、新年度からは、新たに町内の交通事業者に就業する地域おこし協力隊を募集し、公共交通の利用促進と運転手確保を図り、また、地域外からの担い手の確保により、将来的な隊員の定住、定着を目指す取組を実施いたします。

98、99ページになります。

このページにつきましては、前年度から大きな変更はございません。

100、101ページになります。

下段の10目電算管理費、1、電算システム事業につきましては、次のページになります。

上から6行目の電算機器借上料7,973万6,000円は、電算システムの更新、財務会計システムの更新及び新たに文書管理システム導入に係る経費を計上しております。文書管理システムは、電子決裁機能の

導入を含め、令和7年4月に本格稼働を目指し、進めてまいります。

次に、2、デジタル推進事業、業務等委託料のデジタル人材育成業務委託料185万7,000円は、美幌町DX推進計画に基づき、デジタル知識を業務に反映させていくことを目的に、20代から30代の若手職員20名程度を対象にICTスキルを目的として研修を行い、職員のデジタル人材を育成するものであります。

二つ目の窓口業務改善システム導入業務委託料792万2,000円は、マイナンバーカードを利用した書かない窓口を導入するためのシステム導入に係る経費となります。

三つ目のホームページ更新業務委託料1,705万7,000円は、町ホームページのリニューアルを行い、SNS連携やアクセシビリティの向上、セキュリティ強化を図ってまいります。

11目諸費、1、防災対策事業、業務等委託料の上から二つ目、防災WEBマップ改修業務委託料71万5,000円は、ホームページ上で公表しているハザードマップの英語版を作成し、掲載を行うものであります。

その三つ下の防災マップ作製業務委託料225万5,000円は、現在のハザードマップは平成29年に作製したもので、年数経過による記載事項の充実、町民周知を図るため、新たにマップを作製し、全戸町民配布を行うものであります。

104、105ページになります。

6、自主防災活動推進事業、補助金、自主防災資機材等購入補助金110万円は、報徳北自治会において、自主防災資機材及び資機材収納用物置の購入に対する補助金です。

なお、自主防災組織を設立している42自治会において、倉庫及び資機材の設置状況は、これで32自治会が整備済みとなります。

106、107ページになります。

このページにつきましては、前年度から大きな変更はございません。

下段の3項、1目戸籍住民基本台帳費、1、戸籍住民基本台帳事務は、次のページになります。

業務等委託料、戸籍法改正対応システム改修委託料426万8,000円は、戸籍法の改正に伴い、戸籍に振り仮名を付設するためのシステムの改修費用となります。

110、111ページになります。

6項、1目監査委員費、1、監査事務につきましては、監査委員の活動に要する経費として265万8,000円を計上しております。

112、113ページになります。

3款民生費、予算額は27億5,538万6,000円であります。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、中段の扶助費、犯罪被害者等見舞金40万円は、令和6年4月1日施行予定の美幌町犯罪被害者等支援条例に基づく犯罪被害者等への支援金を計上しております。

下段の2目社会福祉施設費、1、コミュニティセンター維持管理事業は、次のページになります。

修繕料1,258万7,000円は、老朽化に伴う玄関及び東側の屋根の改修費用のほか、外構のトラフ修繕などに要する経費を計上しております。

下段の3目高齢者福祉費、1、高齢者福祉推進事業は、次のページになります。

上から四つ目の高齢者補聴器購入費用補助金180万円は、加齢による難聴により意思疎通がしづらくなることで、生活の質の低下やフレイル、認知症のリスクが高まることから、加齢により聴力機能が低下した高齢者に対し、補聴器を購入する費用の一部を助成するものです。

2、在宅福祉事業、業務等委託料の上から三つ目の在宅福祉サービス委託料578万2,000円は、新たに、社会福祉協議会に

おいて、人工透析をされている方の通院に係る送迎を行う移送サービスの事業拡大を図るための必要な体制整備に係る事業費の一部を支援する費用を増額しております。

118、119ページになります。

このページにつきましては、前年度から大きな変更はございません。

120、121ページになります。

このページにつきましても、前年度から大きな変更はございません。

122、123ページになります。

中段の2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、1、児童福祉事務につきましては、次のページになります。

上から二つ目の認定こども園エアコン設置補助金102万9,000円は、美幌藤幼稚園のエアコン追加整備に対し補助するもので、国の保育対策総合支援事業費補助金を活用するものです。国、道、町がそれぞれ3分の1を負担します。

その下、保育体制強化事業補助金174万円は、美幌藤幼稚園において雇用する保育支援者の1人分の賃金等を補助するもので、同じく保育対策総合支援事業費補助金を活用します。こちらは、国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1を負担することになります。

126、127ページになります。

4、子育て支援センター運営事業148万3,000円は、満6か月以上の未就学児を対象に、子供の育ちを応援するとともに、保護者の孤立感や不安感の解消、育児に関する負担感の軽減を図るため、理由に関係なく一時預かり事業が利用できるよう、事業を拡充します。

128、129ページになります。

3目児童措置費、1、児童手当支給事業は、国の制度改正に伴い、支給対象者を中学生から高校生まで拡大し、所得制限が撤廃されることに伴う増額及びそれに伴う電算システム改修の費用となります。

130、131ページになります。

4款衛生費、予算額は16億3,090万8,000円であります。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、1、保健衛生推進事業、補助金、開業医誘致等助成金5,000万円は、町内に診療所を新たに開設する開業医に対し、5,000万円を上限にその費用の一部を助成するものです。

2、子ども医療費助成事業5,603万円は、子ども医療費無償化の助成対象年齢を、令和6年8月から、現行の中学生までから高校生等までに拡大するとともに、受給資格に係る所得制限を撤廃するものです。

132、133ページになります。

4、広域事務組合負担事業、美幌・津別広域事務組合負担金は、後ほど予算参考資料により御説明いたします。

2目予防費、2、予防接種事業、業務等委託料の1行目、個別予防接種委託料4,483万8,000円は、予防接種法等に基づく定期予防接種及び任意予防接種に係る費用となります。新年度からは、新たに、50歳代から発症率が高くなる带状疱疹に対し、町民の健康保持・増進のため、予防のためのワクチン接種費用の一部を助成することとし、236万7,000円を計上しています。

3、母子保健事業につきましては、次のページになります。

補助金の上から二つ目、特定不妊治療費支援金463万5,000円は、妊婦健診時の交通費や不妊治療費の助成に加え、新たに、特定不妊治療と併用して実施した先進医療についても、その費用の一部を助成し、患者の経済的負担の軽減を図っています。

136、137ページになります。

4目環境保全推進費、3、花樹育苗センター管理運営事業の3行目、業務等委託料169万5,000円は、休憩所移転のための解体費用となります。

その下、施設維持管理等委託料の花樹育苗センター管理運営業務委託料1,245万4,000円は、ビニールハウス4棟分の修繕及び休憩所移転のための費用が増額となっております。

下段の4、二酸化炭素排出抑制対策事業は、次のページになります。

業務等委託料、地球温暖化防止実行計画策定支援業務委託料は、民間事業者との連携も視野に入れた地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の策定を行うための費用として539万円を計上いたします。

2項清掃費、1目塵芥し尿処理費は、次のページになります。

4、第IV期埋立処分場造成事業につきましては、後ほど予算参考資料により事業概要について御説明いたします。

142、143ページになります。

5、広域焼却処理施設整備事業、負担金、中間処理施設整備業務負担金は、令和11年度に一般廃棄物広域中間処理施設の建設を目指し、網走市と大空町、斜里町、小清水町、清里町の1市5町において、基本計画及び各種調査等を進めるための費用として、本町が負担する2,411万5,000円を予算措置いたします。

144、145ページになります。

5款労働費、予算額は2,386万4,000円であります。

1項、1目労働諸費、1、労働対策事業、業務等委託料、季節労働者雇用対策事業委託料は、季節労働者の就労機会を確保するため、道路及び公園の樹木剪定や清掃、公共施設周辺の除排雪などの作業を委託する費用として、前年度と同額の1,500万円を計上しています。

146、147ページになります。

6款農林水産業費、予算額は8億3,204万4,000円であります。

1項農業費、下段の4目農業振興費は、次のページになります。

下段の6、みらい農業センター管理運営

事業は、次のページになります。

業務等委託料、教育旅行誘客パンフレット作製業務委託料74万3,000円は、教育旅行来訪校の誘客推進を図るためのパンフレット作製に要する費用を計上しております。

152、153ページになります。

6目農地費、1、国営土地改良事業につきましては、網走川中央地区国営土地改良事業の一部完了に伴い、国営かんがい排水事業で造成された基幹水利施設の通水開始により、それに係る光熱水費、電気保安業務、美幌揚水機場施設管理業務等委託料などの維持管理経費を計上いたします。

2、道営土地改良事業につきましては、後ほど予算参考資料により事業概要について御説明いたします。

154、155ページになります。

7目みどりの村管理費、1、みどりの村維持管理事業、実施設計等委託料、みどりの村再整備設計業務委託料につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、グリーンビレッジ美幌の改修を含め、令和9年度のリニューアルオープンを目指します。再整備に当たっては、既存施設の改修のほか、新たな機能として、ニーズの高いオートサイトの設置やグランピング施設を導入するなど、利用者の憩いの場を提供いたします。新年度においては、設計業務に要する費用として5,223万9,000円を計上いたします。

156、157ページになります。

このページにつきましては、前年度から大きな変更はございません。

158、159ページになります。

2目林業振興費、2、民有林振興対策事業、補助金の4行目、森林の担い手支援金は、林業事業体に就職する方に対し、1年経過ごとに職種に応じて12万円から24万円を最長3年間交付する事業で、96万円を計上しています。

その下、林業機械購入補助金は、町内の

林業従事者または事業者がチェーンソーなどの小型林業機械を購入する際、費用の2分の1、20万円を上限に補助するもので、10件分の200万円を計上いたします。

積立金5,182万円は、令和6年度に交付される森林環境譲与税を基金へ積み立てるための予算計上になります。

160、161ページになります。

3目町有林管理費、1、町有林造林事業、4行目の修繕料は、町有林の造林、保育、伐採に必要な林業機械の修繕経費及び作業道の補修費用のほか、資材倉庫兼事務所の改修費用として2,103万9,000円を計上しております。

162、163ページになります。

7款商工費、予算額は4億9,685万6,000円であります。

1項商工費、2目商工業振興費、1、商工業振興推進事業、3行目の修繕料1,727万9,000円は、商店街の街路灯をLED照明へ交換する費用で、令和6年度は旭通り東8基、大通南1から3丁目が6基、合わせて14基をLED照明にいたします。

補助金の1行目、中小企業相談所運営事業補助金は、町内事業者の経営等の充実を図るため、商工会議所内に設置する中小企業相談所運営経費を支援するもので、1,300万円を計上しております。

その三つ下の企業立地促進補助金は、町内に工場等を新設または増設する事業者に対して、企業立地促進条例に基づき、補助金を交付するための予算計上になります。新年度は、事業者4社が対象となることから、固定資産税相当額、雇用の増加に対する補助金として2,166万3,000円を交付する予定であります。

2、商工業活性化促進事業、1行目の各種委員会報償2万5,000円、その下、費用弁償40万8,000円及び補助金の3行目、特産品開発支援事業補助金150万円は、昨年12月、一般社団法人全日本司厨

士協会北海道地方本部と食を通じた地域活性化に関する連携協定を締結いたしました。が、新年度においては、キックオフイベントとして講演会を開催するほか、町の特産品となる商品開発等の支援をいただき、町の魅力向上と情報発信を行うための費用となります。

164、165ページになります。

3目観光費、1、観光振興事業、上から5行目、印刷製本費は、美幌地区三町広域観光協議会による屈斜路カルデラ外輪山トレイルルートは新年度開通する予定であり、観光パンフレットの全面更新を行い、美幌町の魅力を発信するための費用として550万円を計上しております。

2、観光施設維持管理事業につきましては、次の166、167ページになります。

工事請負費、交流ホール等改修工事につきましては、後ほど予算参考資料により事業概要について御説明いたします。

168、169ページになります。

8款土木費、予算額は12億6,621万円であります。

2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費、1、道路橋梁維持管理事業、4行目の修繕料は、雨水ますや側溝、照明灯などの道路施設、道路舗装などの修繕経費として4,366万円を計上しています。

170、171ページになります。

2、道路橋梁補修事業、実施設計等委託料、五月橋補修実施設計委託料690万円は、豊幌地区の橋梁補修に係る実施設計になります。

その下、第100号橋補修実施設計委託料1,500万円は、福住地区の橋梁撤去に係る実施設計になります。

工事請負費、第60号橋補修工事につきましては、後ほど工事関係参考資料により工事概要について御説明をいたします。

3、除雪対策事業、施設維持管理等委託料、除排雪委託料8,359万6,000円

は、民間事業者による一斉除雪5回分などの経費を計上しています。

172、173ページになります。

3目道路橋梁新設改良費、1、道路整備事業につきましては、後ほど工事関係参考資料により工事概要について御説明をいたします。

3項河川費、1目河川総務費、1、河川維持管理事業、工事請負費につきましては、後ほど工事関係参考資料により工事概要について御説明をいたします。

下段の4項都市計画費、1目都市計画総務費、1、都市計画事業は、次のページとなります。

業務等委託料、都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定業務委託料は、令和4年度から進める都市計画マスタープランの見直し、立地適正化計画の策定の最終年度となり、策定に要する費用として1,282万6,000円を計上しております。

その下、都市計画変更業務委託料は、都市計画マスタープランの見直しにより必要となる都市計画変更に係る北海道との協議資料等の作成に要する費用として383万6,000円を計上しております。

2目公園維持費、1、公園維持管理事業、工事請負費、1行目のみつはしふれあい公園遊具更新工事は、老朽化により一部使用が不可となっているコンビネーション遊具の改修費用として100万円を計上しております。

その下のあさひ運動公園トイレ改修工事は、あさひ運動公園トイレ2か所の洋式化への改修に要する費用として264万円を計上しております。

下段の5項住宅費は、次のページになります。

2目住宅管理費、1、公営住宅管理事業、施設維持管理等委託料の一番下、灯油集中供給検針盤内流量計等更新委託料509万3,000円は、三橋南団地3号棟、美富団地2号から4号棟、南団地1号から2号棟

の灯油集中供給検針盤内流量計を更新するための委託料になります。

下段の3目住宅建設費、1、公営住宅整備事業、旭団地7号棟建設実施設計業務委託料3,137万5,000円は、仲町団地の建て替えに先立ち、現入居者の仮居住先として建設する旭団地7号棟の実施設計業務委託料の2年目となります。

その下、工事請負費につきましては、後ほど工事関係参考資料により工事概要について御説明をいたします。

180、181ページになります。

9款消防費、予算額は4億1,771万3,000円であります。

1、広域事務組合負担事業、負担金、美幌・津別広域事務組合負担金につきましては、後ほど予算参考資料により御説明いたします。

182、183ページになります。

10款教育費、予算額は10億9,187万6,000円、前年度から1,292万7,000円の増額であります。

1項教育総務費、下段の3目教育振興費、1、教育振興事業、各種研修等報償の11万3,000円は研修会の講師報償を、普通旅費の24万3,000円と特別旅費の12万6,000円は義務教育学校整備の打合せと先進地を視察する旅費を、いずれも小中一貫教育推進に係る経費を計上しております。

184、185ページになります。

補助金、美幌高等学校教育支援事業補助金1,462万9,000円は、生徒募集と高校の魅力化に向けた取組を強化するため、事業内容を拡充いたします。新年度は、地域みらい留学参加経費の拡充、民間下宿の追加、農業科実習服の充実などを行います。

2、学校教育振興事業、上から三つ目の事務事業協力報償のうち49万円は、各生徒数の減少によって、学校単位での部活動の運営は厳しくなっており、将来にわた

り、生徒たちがスポーツ・文化・芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、将来的には地域クラブ活動への移行を目指し、新年度から一部の部活動について拠点校方式での取組を導入することに要する経費を計上しております。

186、187ページになります。

2項小学校費、1目学校管理費、1、小学校管理事業、6行目の修繕料は、東陽小学校及び旭小学校体育館のLED化、旭小学校普通教室のカーテン交換、及び、その他校舎及び教員住宅等の修繕に要する費用として1,951万3,000円を計上しております。

188、189ページになります。

下段の2目教育振興費、1、小学校教材整備事業、一番上の消耗品費1,357万9,000円のうち1,073万3,000円は、小学校教科書の改訂に対応するための教師用指導書の購入費用になります。

190、191ページになります。

3項中学校費、1目学校管理費、1、中学校管理事業、上から6行目の修繕料は、美幌中学校体育館のLED化、各中学校のバスケットゴール修繕、及び、その他校舎及び教員住宅等の修繕に要する経費として1,236万円を計上しております。

192、193ページになります。

中段の教育備品100万円は、各中学校における吹奏楽楽器の更新費用となります。

194、195ページになります。

4項社会教育費、次のページになります。

2目社会教育振興費、2、青少年教育事業、補助金の上から二つ目のびほろっ子夢へのチャレンジプロジェクト事業補助金90万円は、企業版ふるさと納税を活用し、次代を担う子供たちの抱く夢実現のため、夢がかなうまでの過程を子供たちが自らの力で考え、実践できるよう支援する事業を創設します。町内在住の11歳から18歳ま

での児童生徒を対象とし、審査委員会により対象者を決定いたします。

4、高齢者教育事業ですが、高齢者大学の明和大学は、昭和47年に創立し50周年を迎えることから、これまでの歩みを振り返り、記念講演、記念式典や記念文集を作成する経費として、各種行事等報償、印刷製本費など、合わせて26万4,000円を計上しております。

198、199ページになります。

6、未来のアーティスト応援事業100万円は、青少年の芸術文化に係る全国・全道コンクール大会への参加費を助成するもので、継続事業となります。

3目社会教育施設費、1、町民会館等管理運営事業、5行目の修繕料は、びほーる反響板照明LED化、非常用照明交換、蒸気加湿器部品の交換など、施設の修繕経費として2,223万2,000円を計上しています。

200、201ページになります。

上段の庁用備品は、びほーるステージ昇降用階段2台の購入費として80万2,000円を予算計上しております。

202、203ページになります。

5目図書館費、2、図書館施設維持管理事業、業務等委託料の上から二つ目のWi-Fi更新業務委託料は、館内全館的にWi-Fiが利用できるよう整備を行うもので、25万8,000円を計上しております。

204、205ページになります。

6目博物館費、1、博物館運営事業、上から八つ目の修繕料は、玄関アーチなどの改修、照明、非常用照明LED化など、施設の修繕経費として3,002万5,000円を計上しております。

206、207ページになります。

2、博物館活動推進事業は、美幌町とゆかりのある著名な動物写真家、前川貴行氏が撮影された動物写真の展示公開を進めるもので、事務事業協力報償、印刷製本費、

庁用備品、機械器具など、合わせて169万円を計上しております。

7目文化財保護費、1、文化財保護事業の一番下、かしの木保全作業委託料は、町指定文化財である美幌小学校のかしの木の土壌診断及び土壌改良等に要する費用として376万4,000円を計上しております。

208、209ページになります。

5項保健体育費、1目保健体育総務費は、次のページになります。

3、未来のアスリート応援事業は、スポーツに打ち込んでいる子供たちを応援する経費として、新たにスポーツ団体が企画する講演会等を支援するスポーツ講演応援事業を創設し、競技力の向上とスポーツ振興に努めるもので、700万円を計上いたします。

2目体育施設費、2、屋外体育施設維持管理事業は、次のページになります。

修繕料1億4,422万9,000円につきましては、リリー山スキー場照明LED化、リフト電動機等交換等に係る費用などになります。

中段の教育備品757万5,000円は、柏ヶ丘公園陸上競技場の4レーン分のトラックゴムマット、スターティングブロック、ワイヤレスタイム光電管計測器等の購入費用となります。

3目学校給食センター費、1、学校給食運営事業は、次のページになります。

補助金、学校給食費補助金2,795万4,000円は、従来から多子世帯においては給食費の無償化を実施しておりますが、令和5年10月からは、第1子、第2子についても半額を助成しており、継続して取り組むものであります。

216、217ページになります。

11款公債費、予算額は10億4,327万6,000円であります。

1項公債費、1目元金、1、町債元金償還金は、10億140万9,000円を計上

しております。

町債について、令和5年度末現在高の見込額は105億7,500万4,000円ですが、令和6年度の元金償還金と新たな起債借入れを見込んだ令和6年度末の現在高は103億8,142万9,000円となる見通しであります。

詳細につきましては、予算書234ページに掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

2目利子、1、町債利子償還金は4,157万9,000円を、2、一時借入金利子は28万8,000円をそれぞれ予算計上しております。

218、219ページになります。

12款職員給与費、予算額は20億2,986万4,000円であります。

1項、1目職員給与費、1、職員給与支給事務13億262万円は、特別職3名と一般職175名の給料、諸手当、共済費等を計上しております。

予算書の222ページ以降に給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

次に、2、会計年度任用職員給与支給事務7億2,724万4,000円は、フルタイム82名、パートタイム186名の報酬、給料、諸手当、共済費等を計上しております。

なお、地方自治法改正により、会計年度任用職員にも勤勉手当が支給可能となり、そのための費用を計上しております。

予算書の246、247ページに所属別の職員数を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

220、221ページになります。

13款予備費、予算額は、前年度と同額の100万円を計上しております。

○議長（戸澤義典君） 暫時休憩します。

再開は、13時10分とします。

午前11時56分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、令和6年度美幌町一般会計予算について説明を行います。

副町長。

○副町長（高崎利明君） それでは、主要事業につきまして御説明をさせていただきます。

令和6年度各会計予算参考資料の67ページをお開き願います。

3、道営土地改良事業計画概要、1、水利施設等保全高度化事業でございます。

1段目の豊高第2地区であります。

区域は、豊岡、高野で、平成29年度から令和6年度までの継続事業で、事業内容は面整備であります。

令和6年度は、区画整理11ヘクタールを整備し、事業費は3,400万円で、事業完了予定でございます。

次に、2段目の田中第2地区であります。

区域は、日並、田中、報徳、瑞治で、令和元年度から令和8年度までの継続事業で、事業内容は面整備であります。

令和6年度は、区画整理30.2ヘクタール、暗渠排水18.6ヘクタールを整備し、事業費は2億5,848万6,000円でございます。

次に、3段目の中央美和地区であります。

区域は、栄森、美和、昭野、美禽の一部で、令和2年度から令和10年度までの継続事業で、事業内容は農業用排水施設と面整備であります。

令和6年度は、農業用排水施設125メートルを整備し、事業費は5億6,990万円でございます。

次に、4段目の中央野崎地区であります。

区域は、野崎で、令和6年度から令和14年度までの新規事業で、事業内容は農

業用排水施設と面整備であります。

令和6年度は、農業用排水施設の調査設計を行い、事業費は1億5,200万円でございます。

令和6年度の水利施設等保全高度化事業の事業費は、総額10億1,438万6,000円となります。

負担割合につきましては、国が55%、道が28%、地元負担が17%で、地元負担のうち、農家負担が7.5%、残り9.5%を道のパワーアップ事業と町で4.75%ずつの負担をするもので、農業経営高度化促進事業による国の補助金を活用することにより、道及び町の負担を一部軽減し、町の負担総額は10億1,438万6,000円のうち約2.35%の2,389万円を予定しております。

次に、下段の2、農地整備事業であります。

田中36号道路は、旧田中小学校地先の国道334号から道道福住女満別線までの町道第36号道路を令和6年度から令和10年度の5か年で整備する新規事業で、延長4,693メートル、車道幅員5.5メートルの農道修繕と路面改良を予定しており、令和6年度は調査設計を行い、事業費は3,500万円でございます。

負担割合につきましては、国が55%、道が22.5%で、地元負担の22.5%、787万5,000円を町が負担し、財源は辺地対策事業債、充当率100%、うち、元利償還金の80%が交付税措置されるものを予定しております。

次に、同じく参考資料の87ページをお願いします。

9、広域事務組合、美幌・津別広域事務組合負担金内訳であります。

まず、津別町との負担割合でございますが、総務の議会費、監査委員費、予備費は美幌町と津別町50%で、一般管理費は、令和2年国勢調査の人口割により算出し、美幌町81.04%、津別町18.96%

で、前年度と同じ負担割合となっております。

衛生の火葬場、経常費も同じく人口割で算出し、美幌町81.04%、津別町18.96%の負担割合であります。

消防につきましては、消防本部費及び通信指令業務運営費は、人口、世帯、面積、財政、団員割により算出し、美幌町71.21%、津別町28.79%で、前年度より美幌町0.08%の減、津別町0.08%の増となっております。

次に、通信指令施設管理費及び公債費の通信指令機器移設事業は、美幌町と津別町50%で、前年度と同じ負担割合であります。

また、公債費の消防庁舎改築工事事業につきましては、消防本部及び通信指令施設の面積案分による負担割合となっております。

美幌消防費及び公債費の車両整備事業等につきましては、美幌町100%の負担でございます。

令和6年度、広域事務組合の予算額は、下段合計欄の5億4,797万2,000円で、負担割合に基づく美幌町の負担につきましては、4億4,343万2,000円、対前年度比で3.8%の減となっております。

組合の主な事業でございますが、火葬場施設につきましては、火葬炉の耐火物修繕及び燃焼送風機の更新整備を行い、火葬炉の稼働に万全を期すとともに、外壁や屋根の塗装、待合ホールの床張り替えなど、施設の維持管理に努めてまいります。

消防関係につきましては、令和7年度に通信指令システムの更新時期を迎えることから、令和6年度は、新システムの導入に向けて、実施設計業務を委託し、更新準備を進めてまいります。

また、美幌消防団が運用する消防ポンプ車1台を更新整備し、消防力の充実強化を図るとともに、北海道消防学校の専科教育

課程に職員を派遣し、専門的な知識、技能の習得、北見赤十字病院などで救急救命士の生涯研修を継続し、高度な救命処置の向上に取り組んでまいります。

予算参考資料につきましては、以上でございます。

次に、予算工事関係参考資料について御説明いたしますので、令和6年度予算工事関係参考資料の2ページをお開き願います。

第Ⅳ期埋立処分場造成事業でございます。

本事業につきましては、現在運用している第Ⅲ期埋立処分場の残余容量が少なくなっていることから、令和6年度から令和8年度までの3か年で新たな処分場を造成するものであります。

造成箇所につきましては、登栄の第Ⅰ期造成処分場浸出水処理施設西側の図面では黒い実線で囲ってある部分となります。埋立処分地は、赤い実線で囲んだ箇所で、面積8,640平方メートル、容量は5万立方メートルとなります。

浸出水処理施設は、中ほどに四角く黒塗りしてある箇所に1日当たり20立方メートルの水処理施設を有する施設を整備するものでございます。

本事業は、令和8年度までの3か年事業で、総事業費21億2,431万5,000円を予定しております。

令和6年度の工事費は4億1,679万6,000円を計上し、黄色に着色した箇所の造成及び浸出水処理施設の建設工事に着手いたします。

財源は、国庫補助金として、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金、補助率10分の4、補助残は過疎対策事業債で、充当率100%、うち後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものを活用した整備を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

観光施設維持管理事業でございます。

峠の湯びほろ交流ホール等改修工事につきましては、課題となっておりましたRVパーク利用者のトイレの混雑解消とRVパーク通年営業に向けた施設整備を行うものであります。

工事内容は、既存施設の交流ホール内に、男女別トイレ、洗面台の設置と野外から直接出入りができるよう改修を行うとともに、野外にシンクを設置いたします。

工事費は1,269万4,000円を計上しており、財源は、道補助金として地域づくり総合交付金、補助率2分の1、補助残は美幌町ふるさとづくり基金の繰入れを予定しております。

続きまして、4ページをお開き願います。

道路橋梁補修事業でございます。

地図番号①第60号橋は、稲美、加藤様宅北側の美幌川に架かる橋長51メートルの橋梁であります。

本事業は、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修事業で、橋梁上部工のひび割れ補修、伸縮装置の交換、橋面防水と橋梁前後の舗装すりつけを行い、事業完了を予定しております。

工事費は2,790万円を計上しており、財源は、国庫補助金として道路メンテナンス事業補助金、補助率10分の6、補助残は過疎対策事業債で、充当率100%、うち後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものを活用した整備を予定しております。

続きまして、5ページをお開き願います。

道路整備事業でございます。

図面中央右側の地図番号①第9号道路は、日の出1丁目、旧網走信用金庫稲美支店様の前から栄通までの東側歩道と、青山北、美幌動物病院様前から国道243号までの西側歩道幅員3.5メートル、延長273.4メートルの歩道改良を予定しております。

次に、図面中央の地図番号②第107号道路は、しゃきつとプラザ駐車場入り口から役場庁舎までの車道幅員5.5メートルから6メートル、片側歩道幅員2メートル、延長115.2メートルの改良舗装を予定しております。

次に、図面右側、先ほど御説明の地図番号①の上部、地図番号③第402号道路は、日の出1丁目、黒猫洋菓子店様からあけぼの通りまでの車道幅員6メートル、延長226.6メートルの改良舗装を予定しております。

次に、ただいま御説明の地図番号③の下側になります。

地図番号④第124号・413号道路は、稲美、気楽家様から旭公営住宅3号棟までの155.1メートルの改良舗装を行うもので、整備内訳は、南側の第124号道路が、車道幅員6メートル、片側歩道幅員2メートル、延長52.2メートルで、北側の第413号道路は、車道幅員5.5メートル、片側歩道幅員2メートル、延長102.9メートルを予定しております。

最後に、図面上部の地図番号⑤第505・509号道路は、新町2丁目、みうら塗装様交差点から国道39号まで、延長208.8メートルの歩道改良、令和6年度と令和7年度の2か年での整備を予定しております。令和6年度は北側の歩道の整備で、内訳は西側の第505号道路が、歩道幅員2.5メートル、延長99.7メートル、東側の第509号道路は、歩道幅員2.5メートル、延長109.1メートルを予定しております。

ただいま御説明いたしました5本の道路整備事業の工事費につきましては、1億8,595万円を計上しており、いずれも過疎対策事業債、充当率100%、うち後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものを活用した整備を予定しております。

続きまして、6ページをお開き願います。

河川維持管理事業でございます。

図面上部にあります地図番号①駒生川は、令和5年度に実施の河川しゅんせつ終点地点の駒生、新庄様圃場から上流に向けて延長375メートルの河川しゅんせつを予定しております。

次に、図面右側、地図番号②みどり川でございます。

田中、飯島様圃場から上流の福住に向かって延長500メートルの河川しゅんせつを予定しております。

次に、図面左側、地図番号③福寿草の沢川でございます。

昭野、岡田様圃場から上流に向かって延長700メートルの河川しゅんせつを予定しております。

次に、図面下部にあります地図番号④につきましては、豊幌川の吉田様圃場と川原様圃場に近接する沈砂池2か所、あやめ沢川の石川様圃場と高橋様圃場に近接する沈砂池2か所、旭沢川、大西様圃場に近接する沈砂池1か所の合計5か所の沈砂池しゅんせつを予定しております。

合計工事費は6,288万円を計上しており、財源内訳は、緊急浚渫推進事業債、充当率100%、うち後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものを活用した整備を予定しております。

続きまして、7ページをお開き願います。

公営住宅整備事業でございます。

本事業は、平成16年から平成21年に建設しました旭団地を、美幌町公営住宅等長寿命化計画に基づき、長期の施設活用を図ることを目的に長寿命型改善を実施するものであります。

令和6年度は、図面左側配置図に赤塗りしてあります1号棟の屋根、外壁の塗装とバルコニー、屋上部の床防水の改善を予定しております。

工事費は5,716万4,000円を計上しており、財源は、国庫補助金として公営

住宅等ストック総合改善事業補助金、補助率2分の1を予定しております。

以上、主要事業につきまして御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 総務部長。

○総務部長（那須清二君） 引き続き、一般会計予算の歳入につきまして御説明を申し上げます。

予算書の26、27ページをお開き願います。

2、歳入でございます。

1款町税につきましては、前年度から1,105万9,000円の増、総額で22億7,859万9,000円を計上いたします。

1項町民税、1目個人町民税は、前年の猛暑の影響などにより、農業所得の減少が見込まれるものの、給与所得の上振れを見込み、740万円の増、9億1,108万3,000円を計上しております。

2目法人町民税は、原油価格・物価高騰等の影響などによる農林業、建設業、製造業、複合サービス業の税割の減少を見込み、226万6,000円の減、1億645万円を計上しております。

2項、1目固定資産税は、土地及び建物の評価替えに伴う課税標準額の減少により、544万3,000円の減、8億8,355万7,000円の計上になります。

下段の4項、1目町たばこ税は、販売数量の増加により954万8,000円の増、1億8,018万6,000円を計上いたします。

28、29ページになります。

2款地方譲与税は、総額で2億314万2,000円を計上いたします。

1項地方揮発油譲与税は、ガソリンに対して課される税で、地方揮発油税の42%が市町村に交付されますが、3,341万8,000円を見込んでおります。

2項自動車重量譲与税は、自動車重量税の一部が道路延長及び面積に基づいて譲与されるもので、1億1,779万7,000円を見込んでおります。

4項森林環境譲与税は、地球温暖化防止と山地災害を防止するため、市町村が実施する森林整備事業に対して譲与されるもので、原資となる森林環境税は個人住民税均等割と合わせて1人年額1,000円が令和6年度から徴収されますが、本町に交付される譲与税は5,179万6,000円を見込んでおります。

30、31ページになります。

3款利子割交付金は、預貯金利子等に課税される道民税、利子割の一部が市町村に交付されるもので、59万5,000円を計上いたします。

32、33ページになります。

4款配当割交付金は、個人に係る株式の配当の一部が市町村へ交付されるもので、489万8,000円を計上しております。

34、35ページになります。

5款株式等譲渡所得割交付金は、所得税において源泉徴収を選択した特定口座内における株式等の譲渡益に対してその一部が交付されるもので、454万円を見込んでおります。

36、37ページになります。

6款法人事業税交付金は、令和元年10月の消費税率引上げに伴い、地域間の税源の偏在性を是正するため、北海道に納付された法人事業税の一部が市町村に交付されるもので、3,165万3,000円を計上しております。

38、39ページになります。

7款地方消費税交付金は、地方財政計画における令和5年度決算見込みによる交付金額を勘案し、5億470万7,000円を計上しております。

消費税は、地方消費税と合わせた税率が平成26年4月に5%から8%へ、令和元年10月には現行の10%へ引上げになり

ましたが、引上げ分の地方消費税交付金は、その全額を社会保障経費に充てることとなっております。

予算参考資料の 88 ページにその使途を明示しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

40、41 ページになります。

8 款環境性能割交付金は、令和元年 10 月の消費税率 10% の引上げに伴い、自動車取得税が廃止され新たに創設された交付金ですが、新年度は 2,143 万 9,000 円を見込んでいます。

42、43 ページになります。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、自衛隊の基地が所在する市町村に対し交付されるもので、新年度は 30 万円を計上いたします。

44、45 ページになります。

10 款、1 項地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金特別控除の地方公共団体の減収分を補填するために交付されるもので、765 万 8,000 円を見込んでおります。

2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新たに設備投資する中小事業者に対し、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税を軽減することで生じる市町村の減収分を補填するために交付されるもので、166 万円を計上しております。

46、47 ページになります。

11 款地方交付税につきましては、2 億円増の 44 億円を見込んでおります。

地方交付税は、地方公共団体が全国ひとしく行政サービスを提供できるよう、財源調整及び財源保障の観点から、一定のルールに基づき国から交付される財源になります。

令和 6 年度の地方財政計画に基づき推計した結果、前年度から 2 億円の増、44 億円を計上したところであります。

48、49 ページになります。

12 款交通安全対策特別交付金は、交通違反の反則金から事務費を除いた額が、交通事故の発生件数や道路延長などに基づき市町村に交付されるもので、新年度は 168 万 2,000 円を見込んでおります。

50、51 ページになります。

13 款分担金及び負担金は、1 億 860 万 3,000 円を計上いたします。

1 項分担金は、道営土地改良事業などの分担金になりますが、道営土地改良事業中央美和地区の事業費の増、及び、同じく中央野崎地区を新規で実施することなどにより 1,923 万 4,000 円の増額となります。

2 項負担金は、説明欄に記載の負担金をそれぞれ計上してございます。

52、53 ページになります。

14 款使用料及び手数料は、総額で 2 億 7,272 万円を見込んでの予算計上であります。

主な増減理由として、1 項使用料、2 目民生使用料、2 節児童福祉使用料の上から 3 行目、一時預かり利用料につきましては、令和 6 年度から満 6 か月以上の未就園児を対象とした一時預かり事業の拡充に伴う利用者の増を見込み、前年度から 294 万円の増を見込んでおります。

5 目土木使用料、4 節住宅使用料の町営住宅使用料と駐車場使用料につきましては、入居者の減により、前年度から 252 万 1,000 円の減を見込んでおります。

54、55 ページになります。

2 項手数料、1 目総務手数料、2 節戸籍住民基本台帳手数料の上から 2 行目、戸籍証明交付手数料は、戸籍に関する証明件数見込みの増により 19 万 3,000 円の増額を見込んでおります。

56、57 ページになります。

15 款国庫支出金は、国の制度や事業の実施に伴う負担金、補助金及び委託金であります。前年度から 2 億 6,753 万

5,000円の増、総額で11億5,882万8,000円を計上いたします。

主な内容でございますが、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金の上から2行目、デジタル基盤改革支援補助金につきましては、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係るシステム導入委託料に対する補助金として、全額、国の補助による8,082万2,000円を計上しております。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の一番下の行、こども誰でも通園制度試行的事業費補助金につきましては、先ほど使用料の項目で説明いたしました一時預かり事業の拡充に伴い、対象事業費の4分の3が補助されるもので、437万7,000円を計上しております。

3目衛生費国庫補助金、2節清掃費補助金の第Ⅳ期埋立処分場造成事業補助金につきましては、防衛省の補助を受け整備する第Ⅳ期埋立処分場造成工事及び浸出水処理施設建設工事等に係る補助金として、1億4,526万5,000円を計上しております。

4目農林水産業費国庫補助金、2節農業費補助金のデジタル田園都市国家構想交付金につきましては、みどりの村再整備に係る交付金として2,611万9,000円を計上しております。

下段の5目土木費国庫補助金につきましては、次のページになります。

3節住宅費補助金の1行目、社会資本整備総合交付金については、公営住宅等長寿命化計画に基づく平成16年建設の旭団地1号棟の屋根・外壁改善工事及び旭団地7号棟の建設に係る実施設計委託に対する交付金として4,292万2,000円を計上するものであります。

60、61ページになります。

16款道支出金につきましては、北海道の制度や事業の実施に伴う負担金、補助金及び委託料を計上するもので、総額は8億

9,174万2,000円を見込んでおります。

2項道補助金、3目衛生費道補助金、1節保健衛生費補助金の子ども医療費助成事業医療費補助金につきましては、補助対象となる未就学児医療費及び小学生の入院医療費の増を見込み、前年度から151万3,000円増の897万4,000円を計上しております。

62、63ページになります。

上から3行目、2節清掃費補助金のゼロカーボンビレッジ構築支援事業補助金につきましては、脱炭素化の推進に向けた地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の策定委託に対する補助金として269万5,000円を計上しております。

5目商工費道補助金、1節商工費補助金の上から2行目、地域づくり総合交付金につきましては、北海道地域振興条例に基づき、地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む事業に対し、補助されるもので、峠の湯交流ホール等改修工事及び観光パンフレット更新事業に対する補助として900万円を計上しております。

66、67ページになります。

17款財産収入は、総額で3,285万3,000円を計上いたします。

2項財産売却収入、1目不動産売却収入は、学校林と一般林の売却代を計上しています。

68、69ページになります。

18款寄附金は、前年度から9,900万円の増額、総額で5億500万7,000円を計上いたします。

1項寄附金、1目一般寄附金、ふるさと寄附金について、本年1月末現在の寄附金総額が3億8,867万5,000円と好調に推移していることから、前年度から1億円の増収を見込み、5億円を計上しております。

同じく1節一般寄附金の企業版ふるさと納税につきましては、株式会社新宮商行様

から５００万円の寄附金を見込んでの計
５００万円を計上しております。

７０、７１ページになります。

１９款繰入金は、各事業費の財源に充て
るため、目的に沿った基金からの繰入れを
行うもので、総額は１１億８０６万７、００
円を計上しております。

主な繰入れとして、１目財政調整基金繰
入金は、予算編成におきまして収支不足が
生じたことから、その財源として４億
７、１７４万５、０００円を繰入れいたし
ます。

２目減債基金繰入金は、公債費の償還に
充てるため、積立てをしておりました減債
基金から１億５、０００万円を繰入れいた
します。

３目公共施設整備基金繰入金は、リリー
山スキー場、博物館及び峠の湯びほろの改
修整備をはじめ、ごみ処分場の施設修繕な
ど、公共施設の整備の財源として１億５、９
６５万１、０００円を繰入れいたします。

６目ふるさとづくり基金繰入金は、移住
定住、観光イベント推進、農林や文化の振
興など、寄附の趣旨に沿った繰入れを行う
もので、各事業費の財源に充てるため、２
億５３０万円を繰入れいたします。

７２、７３ページになります。

２０款繰越金につきましては、令和５年
度の繰越金として１、０００万円を見込ん
での計上であります。

７４、７５ページになります。

２１款諸収入は、歳入の各費目に該当し
ない収入を計上するもので、前年度と大き
な変更はございません。総額で５億７８４
万９、０００円を計上しております。

８０、８１ページになります。

２２款町債は、８億７８３万４、００
円の計上となりますが、詳細につきましては、
第３表、地方債で御説明いたしました
ので、説明を省略させていただきます。

歳入は以上となります。

以上、議案第２９号令和６年度美幌町一

般会計予算について御説明を申し上げまし
た。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 議案書の
２１０ページになります。

議案第３０号令和６年度美幌町国民健康
保険特別会計予算について御説明申し上げ
ます。

予算書につきましては、２８３ページを
お開き願います。

令和６年度美幌町の国民健康保険特別会
計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳
出それぞれ２４億４、２９３万８、００
円と定める。

第２項につきましては、事項別明細書で
御説明申し上げます。

歳出から御説明申し上げますので、予算
書３０４、３０５ページをお開き願いま
す。

３、歳出。

１款総務費、１項、１目一般管理費
８、４４９万２、０００円の主なものといた
しましては、国保事業の運営に要する職員
９名分の人件費及び会計年度任用職員１名
の報酬と電算システムに要する費用及び一
般事務に要する経費でございます。

２目連合会負担金４４１万３、００
円につきましては、北海道国民健康保険団
体連合会に対する各種負担金に係る経費で
ございます。

３０６、３０７ページをお開き願いま
す。

２項徴税費２５２万５、０００円につ
きましては、国民健康保険税の賦課徴収に
係る経費でございます。

３項運営協議会費１８万円につきまし
ては、国民健康保険運営協議会の委員９名
の報酬でございます。

４項趣旨普及費６４万３、０００円につ
きましては、国民健康保険制度等の普及啓
蒙

のため、パンフレット等の消耗品でございます。

308、309ページをお開き願います。

2款保険給付費であります。1項の療養諸費13億5,774万5,000円、中段の2項高額療養費2億2,180万4,000円につきましては、それぞれ過去の受診件数、療養給付費等の実績を推計するとともに、医療の高度化が進んでいることなども勘案の上、計上してございます。

3項移送費15万円につきましては、移動が困難な被保険者が、医師の指示により、緊急的な必要性がある場合の移送に要する経費であります。

310、311ページをお開き願います。

4項出産育児諸費850万4,000円につきましては、出産育児一時金850万円について、過去の実績などから、1人当たり50万円で17名分を見込み、計上してございます。

5項葬祭諸費126万円につきましては、被保険者の死亡に伴い、その葬祭を行った者に3万円を支給する経費として、過去の実績により42名分の葬祭費を見込んでございます。

312、313ページをお開き願います。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、本町の医療費及び所得水準に基づき、北海道から示された納付金7億1,684万4,000円を計上してございます。

314、315ページをお開き願います。

4款保健事業費、1項、1目保健衛生普及費1,471万3,000円につきましては、生活習慣病予防や健康増進などの健康づくりに関する教室や講習会の開催及びがん検診、個別予防接種等などに係る経費でございます。

2項特定健康診査等事業費2,058万円

につきましては、生活習慣病の重症化を防ぐことを目的に、生活改善を指導するための健康診査、保健指導に係る経費でございます。

318、319ページをお開き願います。

5款基金積立金につきましては、国民健康保険基金への積立てに要する経費で積立利息分を計上してございます。

320ページ以降の6款諸支出金、7款予備費につきましては、前年度と変更はございません。

次に、歳入について御説明申し上げますので、290、291ページにお戻り願います。

2、歳入。

1款国民健康保険税は、総額4億6,763万7,000円ですが、前年度と比べ、被保険者数、世帯数の減に伴う均等割、平等割が減額となっておりますけれども、令和5年度における保険税の決算見込額からそれぞれの所得割の伸び率等を勘案の上、営業所得及び農業所得などの減額も見込みまして、前年度対比2,565万1,000円の減額となっております。

292、293ページをお開き願います。

2款国庫支出金8万5,000円は、出産育児一時金の引上げ分について、1件当たり5,000円が補助されるもので、歳出で見込んだ17件分に対する額を計上してございます。

次のページをお開き願います。

3款道支出金16億4,740万円は、北海道から交付される交付金で、保険給付費に要する保険給付費等普通交付金15億8,946万3,000円と予防健康づくりに取り組む保険者に対する保険者努力支援金及び特別調整交付金などの保険給付費等特別交付金5,793万7,000円を計上してございます。

次のページをお開き願います。

4 款財産収入 7 万 4,000 円は、国民健康保険基金の利子でございます。

次のページをお開き願います。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金 2 億 4,016 万 7,000 円につきましては、低所得者の保険料軽減分の公費負担分などとしての保険基盤安定繰入金をはじめ、未就学児に係る均等割額軽減分の公費負担分、職員給与費など、また、産前産後保険税減免相当分、出産育児一時金などに対する一般会計からの繰入金を計上してございます。

2 項基金繰入金 8,545 万 1,000 円につきましては、国民健康保険事業費納付金等の支払いのための財源不足を補填するため、国民健康保険基金より繰り入れるものでございます。

300 ページ以降の 6 款繰越金、7 款諸収入につきましては、前年度と大きな変更はございません。

国民健康保険特別会計につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、議案書の 211 ページになります。

議案第 31 号令和 6 年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書につきましては、333 ページをお開き願います。

令和 6 年度美幌町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 9,625 万 4,000 円と定める。

第 2 項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

歳出から御説明申し上げますので、348 と 349 ページをお開き願います。

3、歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費 1,609 万

7,000 円の主なものにつきましては、職員 1 名分の人件費と後期高齢電算システムに要する費用及び保険証の交付等、町が実施する事務に要する経費でございます。

その下、2 項徴収費 40 万 4,000 円につきましては、保険料の徴収に係る経費でございます。

350、351 ページをお開き願います。

2 款、1 項後期高齢者医療広域連合納付金 3 億 7,944 万 3,000 円につきましては、広域連合へ事務費分と保険料分について負担するものでございますが、被保険者数の増により、前年度対比 2,177 万 1,000 円の増となっております。

352 ページ以降の 3 款諸支出金、4 款予備費につきましては、前年度と変更はございません。

次に、歳入について御説明申し上げます。

340、341 ページにお戻り願います。

2、歳入。

1 款後期高齢者医療保険料 2 億 7,538 万 8,000 円につきましては、被保険者及び所得割賦課対象者の増に伴い、前年度対比 1,578 万 3,000 円の増額を見込んでございます。

342、343 ページをお開き願います。

2 款繰入金、1 項、1 目事務費繰入金 2,603 万 1,000 円につきましては、広域連合への事務費負担金と職員 1 名分の人件費及び事務費の繰入金でございます。

その下の 2 目保険基盤安定繰入金 9,453 万 1,000 円につきましては、保険料の低所得者に対する政令本則の軽減分についての繰入金でございます。

344 ページ以降の 3 款繰越金、4 款諸収入につきましては、前年度と変更はございません。

以上、後期高齢者医療特別会計を御説明

申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 暫時休憩します。

再開は、14時15分とします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、令和6年度美幌町関連予算について説明を行います。

福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議案の212ページになります。

議案第32号令和6年度美幌町介護保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書は363ページになります。

令和6年度美幌町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億9,799万6,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明をさせていただきます。

歳出から御説明させていただきますので、388、389ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費3,830万6,000円の主なものにつきましては、職員4名分の人件費やシステム関連経費等でございます。前年比609万2,000円の増となっておりますけれども、主な増額理由といたしましては、介護報酬改定に伴うシステム改修費204万6,000円、電算システム更新に伴う使用負担金740万5,000円となっております。

下段の3項介護認定審査会費1,922万9,000円は、1目介護認定審査会費で、介護認定審査会の運営経費と、次のペー

ジ、390、391ページになりますが、その2目認定調査費の介護認定調査に係る報酬及び訪問調査委託料の経費を計上してございます。

392、393ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項、1目居宅介護サービス給付費11億82万9,000円につきましては、訪問介護、訪問看護、通所介護、ショートステイ等のほか、昨年町内に開設した小規模多機能型居宅介護施設に係る経費を、その下、2目施設介護サービス給付費7億1,150万4,000円につきましては、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院への入所に係る経費を、その下、2項介護予防サービス等諸費7,788万2,000円につきましては、要支援1から2の軽度認定者が利用する居宅介護予防サービスに係る経費をそれぞれ介護保険事業計画に基づき計上しているところでございます。

一番下の3項高額介護サービス等費4,768万6,000円につきましては、自己負担の合計額が一定の額を超えた場合に超えた分を払い戻す制度で、実績勘案し、前年度より113万2,000円の減額の計上となっております。

394、395ページをお開き願います。

5項特定入所者介護サービス等費7,293万5,000円につきましては、低所得の利用者に対する施設サービス利用等に係る保険給付対象外の食費、居住費に対して、施設の設定金額と所得段階ごとに設けられた負担限度額との差額を給付する制度で、実績見込みにより、前年度より386万5,000円を減額しているところでございます。

396、397ページをお開き願います。

3款地域支援事業費、1項、1目介護予防・生活支援サービス事業費6,073万

7,000円につきましては、要支援1・2及び事業対象者が利用する訪問介護、通所介護、介護予防ケアマネジメント等の費用となっております。

2目一般介護予防事業費166万円は、生活習慣病の予防や介護予防、その他、健康に関して助言指導、しゃきっとプラザ運動施設を利用した健康づくりの推進に係る経費となっております。

2項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費3,957万円の主なものは、地域包括支援センターの運営委託料3,808万8,000円となっております。

2目任意事業費1,885万9,000円につきましては、認知症高齢者の見守り事業、成年後見制度利用支援事業、在宅高齢者配食事業、シルバーハウジング事業等の費用のほかに、介護保険事業所が作成する居宅介護サービス計画の点検、指導を行うためのケアプラン点検業務委託料を計上しております。

400ページ以降の4款基金積立金、5款諸支出金、6款予備費につきましては、前年度から大きな変更はございません。

次に、歳入を御説明いたしますので、370、371ページにお戻りをいただきたいと思います。

2、歳入。

1款保険料、1項介護保険料3億7,949万2,000円につきましては、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画に基づいて、3年間の介護保険事業量を見込み、それに伴う第1号被保険者の保険料23%分として、普通徴収分、特別徴収分を計上しております。

372、373ページをお開き願います。

2款分担金及び負担金、1項、1目認定審査会負担金327万8,000円は、美幌地域3町介護認定審査会の経費を高齢者人口及び審査件数等により、構成町でありま

す津別町が23.55%、大空町が26%、美幌町が50.45%に案分した額の津別町、大空町からの負担金となっております。

374、375ページをお開き願います。

3款国庫支出金、1項国庫負担金3億6,816万3,000円につきましては、居宅介護サービス費20%、施設介護サービス費15%の介護給付費に係る国庫負担分でございます。

その下、2項国庫補助金、1目調整交付金につきましては、高齢者の割合と所得水準の格差を調整するための交付金で、給付費総額の8.2%である1億6,553万1,000円を見込んでおります。

2目地域支援事業交付金2,394万6,000円につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業に係る対象事業費の25%、包括的支援事業・任意事業に係る対象事業費の38.5%がそれぞれ交付されるものでございます。

3目保険者機能強化推進交付金、及び、その下、4目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止に対する取組の支援として、それぞれ平成30年度及び令和2年度に創設された制度で、取組の評価指標により算出された点数により交付されているものでございます。

376、377ページをお開き願います。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金5億5,791万2,000円につきましては、介護給付費と地域支援事業に係る支払基金が負担する27%分交付金でございます。

378、379ページをお開き願います。

5款道支出金、1項道負担金2億8,791万2,000円につきましては、居宅介護サービス費12.5%、施設介護サービス費

17.5%の北海道の負担分でございます。

2項道補助金、1目地域支援事業交付金1,197万4,000円につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業に係る対象事業費の12.5%、包括的支援事業・任意事業に係る対象事業費の19.25%が交付されるものでございます。

382、383ページをお開き願います。

7款繰入金、1項、1目介護給付費繰入金2億5,233万6,000円につきましては、介護給付費に対する12.5%の町負担分でございます。

その下、2目地域支援事業繰入金、1節介護予防・日常生活支援総合事業繰入金779万7,000円は介護予防事業経費に係る繰入れ、2節包括的支援事業・任意事業繰入金3,120万1,000円は、相談支援や認知症高齢者の見守り、成年後見利用支援等の経費に係る繰入れでございます。

3目低所得者保険料軽減繰入金2,342万1,000円につきましては、第1号被保険者の第1段階から第3段階の軽減分について、一般会計で収入される2分の1の国負担金と4分の1の北海道負担金に町の負担分4分の1を加えたものでございます。

4目その他一般会計繰入金5,471万円につきましては、職員4名分の人件費及び事務費の繰入れでございます。

2項基金繰入金2,612万円につきましては、歳出の不足分を介護保険基金から繰入れするものでございます。

384ページ以降につきましては、前年度と大きな変更はございません。

以上、令和6年度介護保険特別会計予算について御説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 議案の213ページでございます。

議案第33号令和6年度美幌町水道事業

会計予算について御説明いたします。

別冊の予算書415ページをお開き願います。

第1条、令和6年度美幌町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量は、給水戸数を8,390戸、年間総給水量を185万2,000立方メートル、1日平均給水量を5,073立方メートルとし、主要な建設事業をそれぞれ記載のとおり定めるもので、詳細は後ほど資本的収入及び支出で御説明申し上げます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益の総額を5億260万円、水道事業費用の総額を4億9,393万4,000円と定めるものであります。

なお、収入及び支出の内容につきましては、予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

次に、416、417ページをお開き願います。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入の総額を4億9,751万円に、資本的支出の総額を7億6,804万2,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,053万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

なお、収入、支出の内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第5条の企業債につきましては、水道施設整備事業、限度額1億9,230万円、その下、水道管路整備事業、限度額1億6,400万円、その下、水道施設等耐震化事業浄水施設、限度額880万円、その下、水道施設等耐震化事業配水施設、限度額6,120万円と定め、いずれも充当率は100%で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。事業の内容につきましては、後ほど資本的支出及び工事参考資料で御説明申し上げます。

第6条の一時借入金は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものであります。

第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を5,510万9,000円と定めるものであります。

第8条のたな卸資産購入限度額は、3,078万5,000円と定めるものであります。

次に、418、419ページをお開き願います。

収益的収入でございます。

1款、1項、1目給水収益4億862万円は、令和5年度の決算見込みを踏まえ、増額の計上となっております。

その下、4目その他の営業収益の5節雑収益の中の下水道使用料賦課徴収受託料2,183万7,000円は、下水道使用料の賦課徴収業務費用を公共下水道事業会計から受けるもので、下水道使用料調定件数割合で求めた48.48%で算出したものであります。

2項営業外収益の中の2目長期前受金戻入5,619万4,000円は、固定資産の取得、改良の際に交付された補助金等を収益化した額を計上しております。

次に、420、421ページをお開き願います。

収益的支出でございます。

1款、1項、1目原水及び浄水費9,654万5,000円は、水源池及び浄水場に係る維持管理経費を計上しております。

中段の16節委託料の日並浄水場運転管理等業務委託料4,422万円は、平成26年度から委託しております管理委託業務で、令和4年度から令和6年度まで3か年の長期継続契約により委託しております。

次に、422、423ページをお開き願います。

2目配水及び給水費7,302万2,000円は、職員1名の人件費と、田中配水池と8か所の加圧ポンプ所及び配水管路の維持

管理経費を計上しております。

25節材料費の量水器取替用材料費2,283万4,000円は、量水器取替え1,191個分を計上しております。

次に、424、425ページをお開き願います。

3目業務費4,048万5,000円は、水道料金の賦課徴収等に関わる営業担当職員4名分と会計年度任用職員1名分の人件費、検針の経費、電算事務経費などを計上しております。

次に、426、427ページをお開き願います。

4目総係費1,563万8,000円は、上下水道課長の人件費と建設部長の2か月分の人件費相当分を給与費負担金として計上しております。

下段の5目減価償却費及び6目資産減耗費については、それぞれ所要額を計上しております。

次に、430、431ページをお開き願います。

資本的収入でございます。

1款、1項、1目企業債4億2,630万円は、第5条、企業債で御説明させていただきました。工事内容については、後ほど工事参考資料で説明させていただきます。

その下、2項、1目国庫補助金1,972万5,000円は、日並浄水場施設の浄水池耐震補強実施設計、高区配水池耐震補強工事で、補助率4分の1の国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用して実施しようとするものであります。

その下、3項、1目工事負担金2,550万円は、一般国道39号端野高野道路整備に伴い、移転が必要となる高野第一加圧ポンプ所の移設のための実施設計等に係る費用を国から負担金として受け入れるものでございます。

その下、4項、1目出資金、一般会計出資金1,470万円は、日並浄水施設の浄水池耐震補強実施設計、高区配水池耐震補強

工事の補助金などを差し引いた残りの額の4分の1を総務省通知の繰出基準に基づき一般会計から繰り入れるものであります。

次に、432、433ページをお開き願います。

資本的支出でございます。

1款、1項、1目浄水配水設備費5億1,443万9,000円は、施設担当職員2名分の人件費を含む水道管路整備及び水道施設整備に係る経費を計上しているものであります。

このページの中ほど、16節委託料、水道施設整備事業、高野第一加圧ポンプ所移設実施設計委託料2,550万円につきましては、資本的収入で御説明いたしました高野第一加圧ポンプ所の移設に係る実施設計委託料で、令和7年度以降に移設工事を行うため、今年度実施設計を行うものでございます。

その下、38節工事請負費4億4,008万6,000円につきましては、後ほど工事関係参考資料で御説明申し上げます。

2項、1目企業債償還金2億4,803万1,000円は、財務省、地方公共団体金融機構、市中銀行から借り入れた企業債の償還元金であります。

続きまして、予算工事関係参考資料について御説明いたしますので、令和6年度予算工事関係参考資料の8ページをお開き願います。

水道施設整備事業（日並浄水場）であります。

水道施設の故障は、水処理及び給水に多大な影響を与えるため、定期点検や維持管理で施設機能の延命を図りながら、耐用年数を考慮し、計画的に施設更新を進めるものでございます。また、地震等の災害が発生した場合でも、住民生活に必要な水を継続的に供給するため、水道施設の耐震化事業を実施するものでございます。

図面番号①は、ろ過池設備（No.1）の更新でございます。

工事概要は、昭和48年に設置した機械設備の更新工事であり、ハーデンジ、ろ過砂を洗浄する装置、機械設備一式を更新するものであります。

工事期間は、令和5年度から令和6年度までの債務負担行為で発注しており、令和6年度は2年目となり、事業費は1億5,300万円を予定しております。1年目に資材の発注、及び、2年目は工事の実施を予定しております。

図面番号②は、2系（配水池）残留塩素計更新でございます。

平成14年に設置、水道法に基づく水質を管理しており、老朽化に伴い更新するので、事業費は290万円を予定しております。

図面番号③は、沈殿池濁度計更新でございます。

沈殿池の水質を管理する濁度計は、平成18年に設置しており、老朽化に伴い更新するもので、事業費は510万円を予定しております。

図面番号④は、原水濁度計更新でございます。

原水の水質を管理する濁度計は、平成20年に設置しており、老朽化に伴い更新するもので、事業費は510万円を予定しております。

図面番号⑤は、場内給水ポンプ更新でございます。

場内の手洗い、トイレ、水質検査等で使用している水を供給するための給水ポンプで、平成10年に設置しており、老朽化に伴い更新するもので、事業費は380万円を予定しております。

財源内訳は企業債、充当率は100%でございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

水道施設整備事業（ポンプ所・流量計室）であります。

図面番号①は、高区配水池の耐震補強工事であります。

工事概要ですが、高区配水池はコンクリート構造となっており、側面、床面にコンクリートを増し厚し、耐震補強を行うものであります。

事業費は、本体工事の7,370万円と附帯工事の1,980万円を合わせて9,350万円を予定しております。本体工事は、国の防災・安全交付金で行うもので、補助率は4分の1でございます。残りは、企業債、出資債、一般財源でございます。

次に、図面番号②から⑦までは、遠隔監視用通信装置を更新する工事で、各施設ごとの運転状況を監視するものであります。

事業費は3,540万円を予定しております。財源内訳は企業債、充当率は100%でございます。

続きまして、10ページを御覧ください。

水道管路整備事業でございます。

老朽化している水道管路について、計画的な布設替えを実施することにより、水道管網を整備し、安心・安全な給水の継続を図るものでございます。

図面番号①は、町道第213・243号、地区は栄町2丁目、レジデンス宮田様横の南北の路線とタナカハイム様前からサツドラ美幌栄町店様に抜ける東西の路線で、管網整備のため、配水管を新設するものでございます。

管種はポリエチレン管、管径50ミリメートル、延長160メートル、事業費は1,180万円を予定しております。

図面番号②は、町道第214号、地区は栄町1丁目、2丁目、わかば公園前の東西の路線で、道路整備計画に合わせて配水管の布設替えを行うものでございます。

管種はダクタイル鋳鉄管、管径100ミリメートル、延長180メートル、事業費は1,600万円を予定しております。

図面番号③は、町道第8号、東雲通、地区は青山北、東雲橋から国道240号交差点まで南北の路線で、昨年に引き続き、道

路整備計画に合わせて配水管の布設替えを行うものでございます。

管種はダクタイル鋳鉄管、管径150ミリメートル、延長360メートル、事業費は4,200万円を予定しております。

図面番号④は、町道第120号、地区は稲美、木村様側から菅原様までの東西の路線で、老朽化に伴う布設替えを行うものでございます。

管種はダクタイル鋳鉄管、管径250ミリメートル、延長480メートル、事業費は6,000万円を予定しております。

図面番号⑤は、道道嘉多山線、地区は美禽、JR石北線の踏切を渡って、大カーブの区間で、北海道が整備する道路工事に伴い、支障となる水道管の移設工事を行うものでございます。

管種はダクタイル鋳鉄管、管径75ミリメートル、延長240メートル、事業費は1,348万6,000円を予定しております。

図面番号⑥は、町道第413号、地区は稲美、旭団地から栄通までの南北の路線で、道路整備計画に合わせて配水管の布設替えを行うものでございます。

管種はポリエチレン管、管径50ミリメートル、延長103メートル、事業費は600万円を予定しております。

図面番号⑦、国道39号線、地区は高野、安海様宅付近、北海道開発局が整備する高規格道路端野高野線の道路整備に伴い、支障となる水道管の仮設工事を行うものでございます。

管種はポリエチレン管、管径50ミリメートル、延長230メートル、工事費は500万円を予定しております。

水道配水管整備の財源内訳は企業債、充当率は100%でございます。

以上、御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案の214ページでございます。

議案第34号令和6年度美幌町公共下水道事業会計予算について御説明いたします。

別冊の予算書447ページをお開き願います。

第1条、令和6年度美幌町の公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、排水戸数を7,894戸、年間総処理水量を144万5,000立方メートル、1日平均処理水量を3,958立方メートルとし、主要な建設事業をそれぞれ記載のとおり定めるもので、詳細は後ほど資本金的收入及び支出で御説明申し上げます。

第3条の収益的收入及び支出の予定額は、公共下水道事業収益の総額を8億1,490万3,000円、公共下水道事業費用の総額を8億6,254万円と定めるものであります。

なお、収入及び支出の内容につきましては、予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

次に、448、449ページをお開き願います。

第4条の資本金的收入及び支出の予定額は、資本金的收入の総額を5億4,732万5,000円に、資本金の支出の総額を7億2,259万2,000円とし、資本金的收入額が資本金の支出額に対し不足する額1億7,526万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,873万円、当年度分損益勘定留保資金1億5,653万7,000円で補填するものであります。

なお、収入、支出の内訳につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第5条の企業債につきましては、公共下水道事業、限度額1億5,740万円で、充当率は100%であります。事業の内容につきましては、後ほど資本金の支出及び工事参考資料で御説明申し上げます。

その下、下水道資本費平準化債の限度額1,220万円は、施設整備に投資した起債償還額を耐用年数に沿って平準化し、単年度の負担軽減を図る目的で借入れするものでございます。

その下、公共下水道特別措置分の限度額1,250万円は、平成19年度に繰出基準見直しで交付税措置される事業費補正が元利償還金の70%から60%に減額されたことに伴い、その差の分が特別措置分として起債発行が認められているものでございます。

起債限度額の合計は1億8,210万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第6条の一時借入金は、一時借入金の限度額を3億円と定めるものであります。

第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を1,517万円と定めるものであります。

第8条の一般会計から補助を受ける金額は、記載のとおりでございます。

第9条のたな卸資産購入限度額は、210万1,000円と定めるものであります。

次に、450、451ページをお開き願います。

収益的收入であります。

1款、1項、1目下水道使用料3億6,400万円は、令和5年度の決算見込みを踏まえ、減額の計上となっております。

その下、2目負担金、他会計負担金のうち、し尿処理等一般会計負担金3,209万5,000円は、し尿等を下水終末処理場で受け入れていることから、処理経費を一般会計に求めるものであります。

その下、個別排水処理事業会計負担金148万2,000円は、個別排水処理事業会計の事務を下水道事業で行っていることから、人件費の40%相当分の負担を求めるものであります。

その下、4目国庫補助金3,470万円がありますが、下水道管渠点検調査業務及び

処理場耐震診断業務に係る補助金で、補助率は50%であります。

その下、2項、1目他会計補助金2億1,624万6,000円は、減価償却等に係るもので、総務省通知の繰出基準に基づき一般会計から受け入れるものであります。

その下、2目長期前受金戻入1億6,603万5,000円は、固定資産の取得、改良に交付された補助金等を収益化した額を計上しております。

次に、452、453ページをお開き願います。

収益的支出でございます。

1款、1項、1目管渠費4,702万6,000円は、公共下水道管渠の維持管理経費を計上しております。

中段の16節委託料の管渠清掃委託料780万円は、仲町ほか3地区の污水管8,000メートルの清掃を予定しております。

その下、下水道管渠点検調査業務委託料2,000万円は、下水道ストックマネジメント計画に基づき、管渠を年次的に更新していくためのカメラによる点検調査業務で、老朽化による管渠約28キロメートル、マンホール810か所の調査を行うものであります。

次に、454、455ページをお開き願います。

2目処理場費3億5,596万6,000円は、処理場施設の運転及び維持管理経費を計上しております。

16節委託料、下水終末処理場維持管理業務委託料1億7,094万円は、処理場の維持管理業務の委託費用であり、令和4年度から令和6年度まで3か年の長期継続契約により実施しております。

その三つ下、耐震診断業務委託料4,940万円は、濃縮タンク及び1系水処理棟沈殿池の耐震診断に係る経費であります。

19節修繕費4,747万円は、処理場の

機器類の修繕で、令和6年度は、21の機器のオーバーホールなどを行うものであります。

23節動力費4,968万3,000円は、処理場と5か所のマンホールポンプ場で使用する電気料であります。

3目業務費、16節委託料、下水道使用料賦課徴収委託料2,183万7,000円は、下水道使用料の賦課徴収業務を水道事業に委託しておりますので、その事務経費を水道事業会計に支払うものであります。

次に、456、457ページをお開き願います。

4目総係費1,087万2,000円は、職員1名分の人件費及び事務経費を計上しております。

下段、5目減価償却費及び6目資産減耗費については、それぞれ所要額を計上しております。

次に、458、459ページをお開き願います。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費については、企業債償還利息2,504万3,000円を含む利息額を計上しております。

次に、460、461ページをお開き願います。

資本的収入でございます。

1款、1項、1目企業債1億8,210万円は、第5条、企業債で御説明させていただきました。工事内容については、後ほど工事参考資料で説明させていただきます。

その下、2項、1目国庫補助金1億6,540万円ではありますが、この内訳につきましては、工事監理や実施設計、価格調査などの業務委託及び支障物移転に係る補助金が補助率50%で1,490万円、終末処理場中央監視設備更新工事に係る補助金が補助率55%で1億2,650万円、下水道ストックマネジメント計画管渠更新工事に係る補助金が補助率50%で2,400万円、合わせて1億6,540万円を見込んでおりま

す。

その下、2目他会計補助金1億9,918万1,000円につきましては、建設改良事業に係る財源不足分を一般会計から受入れするものでございます。

その下、3項、1目受益者負担金は、新たに下水道区域になった際に5年間の分割で納付していただくもので、現在納付中の5件に加え、新規分が1件で30万4,000円を計上しております。

その下、4項、1目長期貸付金償還金は、水洗便所改造等資金貸付金2件分の銀行への預託金戻入分でございます。

次に、462、463ページをお開き願います。

資本的支出でございます。

1款、1項、1目公共下水道建設事業費3億3,604万5,000円は、施設担当職員2名分の人件費を含む下水道施設の整備及び管渠などの更新に係る経費を計上しているものであります。

中ほど、16節委託料、上から5行目の下水終末処理場汚泥処理施設消化槽更新実施設計委託料1,340万円は、令和7年度以降に予定している汚泥処理施設更新の実施設計を行うものでございます。

38節工事請負費の管渠整備事業6,300万円は、公共汚水桝設置工事10か所分、600万円と下水道ストックマネジメント計画管渠更新工事の5,700万円を計上しております。

その下、下水終末処理場整備事業2億9,300万円は、令和5年度から2か年で実施しております終末処理場中央監視設備更新工事の令和6年度実施分であります。工事の内容につきましては、後ほど予算工事関係参考資料で御説明申し上げます。

2項、1目企業債償還金3億8,470万7,000円は、財務省、地方公共団体金融機構、市中銀行から借り入れた企業債の償還元金であります。

3項、1目長期貸付金34万円は、水洗

便所改造等資金貸付けを銀行で行い、貸付額の3分の1を預託金として銀行に預けるための費用で、新規2件分を計上しております。

続きまして、予算工事関係参考資料について御説明いたしますので、令和6年度予算工事関係参考資料の11ページをお開きください。

公共下水道建設事業（管渠）、補助事業であります。

管渠の劣化診断により、改築が必要と判断された路線の管渠更新工事で、ストックマネジメント計画に基づき布設替えを実施するものでございます。

工事名は、下水道ストックマネジメント計画管渠更新工事、工事箇所は①から④までの町内一円、管渠延長293.91メートル、事業費4,800万円を予定しております。

工事箇所別の概要については、図面番号①、私道、地区は美芳、メッセカラー映像システム様交差点から南北の路線、管径200ミリメートル、延長34.73メートルの布設替えを予定しております。

図面番号②、町道第512号、地区は美芳、広瀬様宅前から近藤様宅前まで南北の路線、管径200ミリメートル、延長52.06メートルの布設替えを予定しております。

図面番号③、町道第9号幸通、地区は日の出2丁目、高木様宅前から岡久設計様前までの南北の路線、管径200ミリメートル、延長65.21メートルの布設替えを予定しております。

図面番号④、町道第117号、地区は日の出1丁目、2丁目、パチンコひまわり様の南北の路線、管径200ミリメートル、延長141.91メートルの布設替えを予定しております。

これらの整備は、社会資本整備総合交付金で行うもので、補助率は2分の1でございます。残りは企業債、充当率は100%でございます。

続きまして、１２ページを御覧ください。

公共下水道建設事業（管渠）、単独事業でございます。

工事名は、下水道ストックマネジメント計画管渠更新工事の単独事業分でありませ

す。管渠延長５０．２６メートル、事業費９００万円を予定しております。

工事箇所別の概要については、図面番号①、地区は美芳、パチンコＤＡＩＧＯＲＯＺ様駐車場横の南北の路線、管径２００ミリメートル、延長２９．３８メートルの布設替えを予定しております。

図面番号②、地区は日の出１丁目、猪本製作所様横の南北の路線、管径２００ミリメートル、延長２０．８８メートルの布設替えを予定しております。

続きまして、１３ページを御覧ください。

公共下水道建設事業（処理場）でございます。

昭和４８年の下水道整備着手から５０年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、長寿命化対策として、ストックマネジメント計画に基づき、施設の更新事業を実施するものであります。

一般平面図、赤枠で囲った箇所は、終末処理場管理本館内になります。

工事名は、終末処理場中央監視設備更新工事、債務負担行為の２年目、事業費は２億３、０００万円を予定しております。

工事概要の主なものとしましては、ログー、監視装置、シーケンスコントローラー、計装盤、ＩＴＶ監視システム等の更新でございます。

この整備は、社会資本整備総合交付金で行うもので、補助率は１０分の５．５でございます。残りは企業債、充当率は１００％でございます。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典君） 暫時休憩します。

再開は、１５時２５分とします。

午後 ３時１５分 休憩

午後 ３時２５分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、令和６年度美幌町関連予算について説明を行います。

建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 議案の２１５ページでございます。

議案第３５号令和６年度美幌町個別排水処理事業会計予算について御説明いたします。

別冊の予算書４７７ページをお開き願います。

第１条、令和６年度美幌町の個別排水処理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第２条の業務の予定量は、設置戸数を３５９戸、主要な建設事業を記載のとおり定めるもので、詳細は後ほど資本的収入及び支出で御説明申し上げます。

第３条の収益的収入及び支出の予定額は、個別排水処理事業収益の総額を８、３０５万９、０００円、個別排水処理事業費用の総額を８、３０５万９、０００円と定めるものであります。

なお、収入及び支出の内容につきましては、予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

次に、４７８、４７９ページをお開き願います。

第４条の資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入の総額を４、９１９万６、０００円に、資本的支出の総額を７、７４９万円とし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２、８２９万４、０００円は、過年度分損益勘定留保資金１、４３１万８、０００円、当年度分損益勘定留保資金１、３９７万６、０００円で補填するもので

あります。

なお、収入、支出の内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第5条の企業債につきましては、個別排水処理施設整備事業の限度額を4,150万円と定めるもので、今年度は10戸の設置を予定しております。下水道債と辺地債及び過疎債を併用いたします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第6条の一時借入金は、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものであります。

次のページ、第7条、一般会計から補助を受ける金額は、記載のとおりであります。

次に、480、481ページをお開き願います。

収益的収入でございます。

1款、1項、1目個別排水処理施設使用料2,562万6,000円は、令和5年度までに設置しました戸数に令和6年度に設置を予定している10戸分を含めた使用料であります。

その下、2項、1目他会計補助金5,611万5,000円は、減価償却費等に係るもので、総務省通知の繰出基準に基づき一般会計から受け入れるものであります。

その下、2目長期前受金戻入130万7,000円は、対象資産の取得、改良に交付された補助金等を収益化した額を計上しております。

次に、482、483ページをお開き願います。

収益的支出でございます。

1款、1項、1目浄化槽費4,319万2,000円は、個別排水浄化槽の維持管理経費を計上しております。

上段、16節委託料、保守点検委託料982万7,000円は、浄化槽法による年3回の保守点検委託料であります。

その下、清掃業務委託料1,925万9,000円は、浄化槽内の汚泥くみ取り、洗浄を行うものでございます。

17節手数料644万2,000円は、浄化槽法による水質検査手数料と汚泥処理手数料であります。

19節修繕費756万円は、浄化槽ブローアーマン、ポンプなどの修繕を行う費用を計上しています。

2目業務費は、使用料賦課徴収に係る経費を計上しております。

3目、30節負担金のうち、公共下水道事業会計負担金148万3,000円は、個別排水事務を行う職員の人件費40%相当分を公共下水道事業会計に支払うものでございます。

その下、水道事業会計負担金50万円は、上下水道課長の人件費5%相当額を水道事業会計に支払うものでございます。

下段、4目減価償却費については所要額を計上しております。

次に、484、485ページをお開き願います。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費については、企業債償還利息616万3,000円を計上しております。

次に、486、487ページをお開き願います。

資本的収入でございます。

1款、1項、1目企業債4,150万円は、第5条、企業債で御説明いたしましたので省略させていただきます。

その下、2項、1目他会計補助金549万3,000円につきましては、建設改良事業に係る財源不足分を一般会計から受入れするものでございます。

その下、3項、1目受益者負担金、個別排水処理施設受益者分担金190万3,000円は、今年度予定しております10戸分の受益者分担金であります。

その下、4項、1目長期貸付金償還金は、水洗便所改造等資金貸付金1件分の銀

行への預託金戻入分でございます。

次に、４８８、４８９ページをお開き願います。

資本的支出でございます。

１款、１項、１目個別排水処理施設建設事業費４,３７１万円は、個別排水浄化槽設置工事費用で、本年度は５人槽４戸、７人槽４戸、１０人槽２戸の計１０戸分を予定しております。

その下、２項、１目企業債償還金３,３４８万円は、財務省、地方公共団体金融機構、市中銀行から借り入れた企業債の償還元金であります。

３項、１目長期貸付金３０万円は、水洗便所改造等資金貸付けを銀行で行い、貸付額の３分の１を預託金として銀行に預けるための費用で、新規１件分、既貸付分１件を計上しております。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案書は２１６ページでございます。

議案第３６号令和６年度美幌町病院事業会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の５０１ページを御覧ください。

総則。

第１条、令和６年度美幌町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第２条の業務の予定量につきましては、年間患者数の入院を２万３,７９７人に、外来を７万７,５１７人に、１日平均患者数は、入院を６５人に、外来を３１９人とし、主要な建設改良事業の病室エアコン設置工事に３１８万５,０００円、医療用空気除湿除菌装置更新工事に１,３４２万円、診療用医療備品購入を１億２,７８８万８,０００円とするものであります。

第３条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、病院事業収益の総額を２１億３,５０８万９,０００円に、病院事業費用の総額を２２億４,１９３万８,０００円と

するものであります。

なお、収入及び支出の内容につきましては、後ほど実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

次に、５０２、５０３ページを御覧ください。

第４条の資本的収入・支出の予定額につきましては、資本的収入の総額を２億３,６０１万４,０００円に、資本的支出の総額を３億８４８万６,０００円とし、資本的収入が資本的支出に対し不足する額７,２４７万２,０００円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

資本的収入及び支出の内容につきましては、後ほど実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第５条の企業債につきましては、起債の目的を医療機器更新等事業、起債の限度額を１億２,７８０万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおり定めるものであります。

この起債につきましては、病院事業債借入れは元利償還額の２５％、過疎債の借入れにつきましては元利償還額の７０％が交付税措置されるものであります。

第６条の一時借入金につきましては、一時借入金の限度額を４億円に定めるものであります。

第７条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費を１２億２,０６３万１,０００円、交際費を３０万円とするものであります。

第８条の他会計からの補助金につきましては、一般会計から受ける補助金は、公営企業会計に対するルール分として、それぞれ記載の３項目について定めるものとし、国保会計から受ける直診施設健康増進事業補助金は、病院が実施する健康増進事業に対する補助金を定めるものであります。

第９条のたな卸資産購入限度額につきましては、２億３,４９０万円と定めるもので

あります。

第10条の重要な資産の取得につきましては、予定価格が700万円を超える医療機器の購入分として、プラズマ滅菌機一式、全自動錠剤分包機一式、以降、白内障手術に係る機器として、白内障手術装置一式、眼科手術顕微鏡一式、眼科手術3Dビジュアルシステム一式を定めるものであります。

次に、504、505ページを御覧ください。

予算実施計画書及び説明書の収益的收入について御説明いたします。

初めに、1款病院事業収益、1項医業収益であります。

1目の入院収益、同じく2目の外来収益は、常勤医師8名体制の下、令和5年度の診療単価等の実績と今後の見込みを踏まえた収益の計上を行い、年間患者数及び1日1人当たりの収益の額の見込みにつきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

3目その他医業収益の公衆衛生活動収益、その下の医療相談収益、その下、受託検査施設利用収益は、令和5年度の実績等を踏まえた所要額をそれぞれ計上するものであります。

下から二つ目の一般会計負担金は、公営企業会計に対するルール分の繰入れとして、救急医療の確保に要する経費は交付税措置額相当分を、小児救急に要する経費につきましては特別交付税の基準額から算出した額を計上するものであります。

一番下のその他医業収益につきましては、それぞれ記載のとおり、令和5年度の実績等を踏まえた所要額を計上するものであります。

次に、506、507ページを御覧ください。

1款、2項医業外収益であります。

1目の受取利息配当金は、預金等利息の計上を、2目他会計補助金の一般会計補助

金は、一般会計からのルール分の繰入れとして、それぞれ記載の3項目を計上し、国保会計補助金は、病院が実施する健康管理事業に対する補助金を計上するものであります。

3目他会計負担金の一般会計負担金は、一般会計補助金と同様に、一般会計からのルール分の繰入れとして、それぞれ基準となる額について計上し、そのうち、不採算地区病院の運営に要する経費につきましては、1億5,512万3,000円を計上するものであります。

4目患者外給食収益、5目長期前受金戻入、6目その他医業外収益につきましては、いずれも令和5年度の実績を踏まえ、それぞれ記載の額を計上するものであります。

次に、508、509ページを御覧ください。

収益的支出について御説明いたします。

1款病院事業費用、1項医業費用になります。

1目給与費の給料につきましては、正職員は、常勤医師8名分をはじめとする医療従事者及び事務職の計97名分と、フルタイムの会計年度任用職員39名分を計上するものであります。

手当等につきましては、正職員と全ての会計年度任用職員の期末・勤勉手当をはじめ、それぞれ記載の手当について計上するものであります。

賞与引当金繰入額につきましては、翌年度の6月手当支給に係る引当金相当額を計上するものであります。

報酬の1億5,076万1,000円のうち、臨時医師報酬1億1,770万8,000円は、眼科、泌尿器科、内科、小児科、麻酔科診療の非常勤医師及び週末の日当直に従事する非常勤医師の報酬を計上し、会計年度任用職員の3,305万3,000円は、パートタイムの会計年度任用職員16名分の報酬を計上するものであります。

法定福利費は、職員共済費や社会保険料等につきまして、記載のとおり計上するものであります。

次に、510、511ページを御覧ください。

2目材料費のうち、上段の薬品費、診療材料費、一つ飛んで医療消耗備品費は、令和5年度の実績等に基づく所要額を見込み、計上するものであります。

上から3項目め、給食材料費につきましては、入院患者様に地元の食材や特産品を使用した入院食を楽しんでいただくため、年4回分の材料費として10万円を計上するものであります。

3目経費のうち、旅費交通費2,143万6,000円のうち、普通旅費の2,098万5,000円は、非常勤医師の出張旅費に係る費用弁償として2,005万2,000円を、会議の出席旅費、医師確保に係る旅費、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当として93万3,000円を計上し、特別旅費の45万1,000円は、本年4月着任の脳神経外科医の赴任旅費を計上するものであります。

その下、職員被服費及び消耗品費は、診療に必要となる消耗品類などを、その下、消耗備品費224万3,000円は、遠隔医療として、医師と患者間において情報通信機器を用いた診療及び診断、処方等をリアルタイムに行うオンライン診療を実施するため、タブレット端末4台の購入費として32万円を含め、計上しております。

その下、光熱水費から一番下の印刷製本費までは、それぞれ所要額を計上するものであります。

次に、512、513ページを御覧ください。

一番上、修繕費につきましては、診療用機器の部品交換費用や施設器具類の小破修繕費用のほか、1階の厨房トイレ及び中央処置室等のトイレ改修費として225万円を計上しております。

その下、保険料から一番下の諸会費まで、それぞれ所要額を計上しておりますが、下から3項目め、手数料の一番上、医師・薬剤師等募集・紹介手数料につきましては、介護人材確保のため、薬剤師1名、看護師3名分の紹介手数料を、下から3番目のオンライン診療システム利用料につきましては、遠隔医療として、医師と患者間を結ぶための通信システム利用料を計上するものであります。

次に、514、515ページをお開きください。

一番上の貸倒引当金繰入額から3項目めの交際費まで、4目の減価償却費及び5目の資産減耗費につきましては、それぞれ所要額を計上するものであります。

6目研究研修費の謝金につきましては、研修会に係る講師謝礼、外部医師との情報交換等に必要な謝礼を計上するものであります。

その下、図書費につきましては、医師、看護師等の参考図書及び診療報酬改定等の参考図書の購入費用、その下、旅費及び研究雑費につきましては、医師の学会参加や看護職及び医療技術職員の研修会参加のための旅費及び参加負担金などを計上するものであります。

次に、516、517ページを御覧ください。

1款、2項医業外費用であります。

1目支払利息及び企業債取扱諸費の企業債償還利息から2目雑損失、3目消費税までにつきましても、それぞれ記載のとおり、所要額について計上するものであります。

次に、518、519ページを御覧ください。

資本的収入でございます。

1款、1項、1目一般会計出資金は、企業債の元金償還金に対する一般会計からのルール分の繰入金を計上し、2項、1目企業債は、予算第5条で定めた医療機器更新

等事業の財源充当のための企業債の借入金を計上するものであります。

次に、５２０、５２１ページをお開き願います。

資本的支出でございます。

１款、１項、１目工事請負費、病室エアコン設置工事３１８万５、０００円は、感染症入院患者の療養環境改善のため、２階病棟の３室と３階病棟の２室にエアコンを新設するための工事費を、医療用空気除湿除菌装置更新工事１、３４２万円は、病室等に医療用空気を供給するための除湿除菌装置の経年劣化に伴い、更新のための工事費を計上するものであります。

２目有形固定資産購入費、器械及び備品購入費、診療用医療備品等１億２、７８８万８、０００円は、医療機器更新等事業として、予算第１０条で定める中央材料室のプラズマ滅菌機、薬局の全自動錠剤分包機と医薬品在庫管理システム、病棟の電動低床ベッドなど、耐用年数が経過した医療機器の更新費用のほか、眼科白内障手術の実施に必要な機器として、白内障手術装置、眼科手術顕微鏡、眼科手術３Ｄビジュアルシステム、手術ベッド、手術カメラの導入費用を計上するものであります。

２項、１目企業債償還金１億６、３９９万３、０００円は、借入企業債の元金償還金を計上するものであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

◎延会の議決

○議長（戸澤義典君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（戸澤義典君） 本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後 ３時５０分 延会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員